

アウクスブルク宗教平和の確立過程について

渡 邊 伸

1555年にアウクスブルクで開催された帝国議会議決の第7項から第30項は、信仰問題に関する条項である。この条項により、「古くからの信仰」すなわちカトリックと「アウクスブルク信条」の信奉者すなわちルター派の双方に対して信仰を理由とした暴力行使が禁止されたことによって、1517年にルターが始めた宗教改革運動は、1546～7年のシュマルカルデン戦争でのカトリックの擁護者たる皇帝カール5世の戦勝と1552年の「諸侯の反乱」によるカール5世の敗走を経て、双方並存が認められたことで決着をみたとされてきた。この議決が「アウクスブルク宗教平和」と呼ばれる⁽¹⁾。このアウクスブルク宗教平和は、1356年の「金印勅書」、1495年の「帝国ラント平和令」とともに、1806年に神聖ローマ帝国が消滅するまで最も重要な基本法であったと位置づけられている⁽²⁾。

そして、1555年以降、1618年の三十年戦争勃発までの時代は、ドイツ国民の神聖ローマ帝国の歴史研究によって長らく等閑視されるか否定的にとらえられてきた⁽³⁾。つまり、宗教平和の結果は「ひとりの支配者のいるところ、ひとつの宗教 *cujus regio, ejus religio*」と表現されるように各領邦君主に教会政策も含めて政治的実権が移り、帝国は実権を失い、信仰対立によって分裂状態が深刻化したとされたのである。

たとえば、近代歴史学を確立したランケは、ドイツの不幸な崩壊と無力化にとって決定的だったのは、ドイツのプロテスタンティズムが悲惨なほころびを見せたからである。その結果、すでに精神的に敗北していたカトリシズムが再び頭をもたげ、ドイツ国民をプロテスタントによって包摂された運命共同体へと成長するという希望に満ちた道から遠ざけたと記した⁽⁴⁾。ドロイゼ

(1) 永田諒一『ドイツ近世の社会と教会—宗教改革と信仰派対立の時代』ミネルヴァ書房、2000、323-4頁参照。

(2) M. Heckel, *Der Augsburger Religionsfriede: Sein Sinnwandel vom provisorischen Notstands-Instrument zum sakrosankten Reichsfundamentalgesetz religiöser Freiheit und Gleichheit*, in *Juristen Zeitung*, 60. Jahrg., Nr. 20 (21. Oktober 2005), S.961-970.

(3) M. Ritter, *Deutsche Geschichte im Zeitalter der Gegenreformation und des Dreißigjährigen Krieges (1555-1648)*, 3Bde., Stutegart, 1889-1908, Bd.1:1555-1586, S.92f.

(4) L. von Ranke, *Zur Deutschen Geschichte vom Religionsfrieden bis zum dreißigjährigen Krieg*, Bd.5, Leipzig, 1843, S.427f.

ンも同様に「宗教平和以降、帝国はたくさんの領邦になってしまい、権力も意志もなくした⁽⁵⁾」とした。もちろん、これらの評価には「帝国の分裂・崩壊」を強調することで「プロイセンの国家的使命」としての第二帝政を正当化するという政治的意図も働いている。

このような見解は、戦後ドイツ史学の泰斗G・リッターにもみられ、宗教平和はプロテスタントの戦う意志の欠如の表れであり、決意があればいかなる対抗策があろうともドイツ全土に自らの信仰を獲得する見込みがあった。しかし、宗教平和が多数の帝国教会領の存続を保証したためカトリックは優位を維持でき、北ドイツ・プロテスタントを帝国からますます「疎外」することになったとランケにつらなる見解を示した⁽⁶⁾。

他方、カトリックの研究者も同様で、パストールは、宗教平和は「ザクセン選定侯と他の犯罪者によるフランス王の金によって可能になった反乱の成果」であると、その本質を悪ととらえ⁽⁷⁾、ヤンセンも、1555年に個人の良心の弾圧によってプロテスタントの原則が勝利したと強調した。「ひとりの支配者のいるところ、ひとつの宗教」によって臣民が統治者の命令に無条件に服従するという原則は、個人の最も神聖な問題、信仰と良心に関する問題において完全な勝利を収めた。これにより、信教の自由はすべて廃止された。アウクスブルクの宗教平和は人々にとって言いようのない不幸の新たな源となったと批判した⁽⁸⁾。ロルツも宗教平和が「国家の生命を根底から傷つける致命的な亀裂を固めることになったとし、この平和はプロテスタントに一方向的な利益をもたらし、カトリックは当時あまりに多くのことを放棄したという考えである⁽⁹⁾。このように新旧両派からアウクスブルク宗教平和とその後の時代は否定的な評価を受けてきた。

しかし、1980年代以降、宗派化研究の進展とともに⁽¹⁰⁾帝国史の見直しも進められ、ラウバッハやランツィンナー⁽¹¹⁾、ルッテンベルガー⁽¹²⁾らによって、アウクスブルク宗教和議の成立と維持にハプスブルク家の皇帝たちと帝国機関の重要性が強調されるようになった⁽¹³⁾。

彼らの主題は宗教平和ではなく、カール5世後の皇帝たちと帝国組織であったが、それにより1555年の成果もまた明らかになった。モーラフは、同じ事実を旧帝国の起源と形態に関する伝

(5) J.G.Droysen, *Die Geschichte der Preussischen Politik*, Berlin, 1855, ここではシュルツェの引用による。W.Schulze, *Deutsche Geschichte im 16. Jahrhundert*, Frankfurt a.M., 1987, S.161.

(6) G. Ritter, *Die Neugestaltung Europas im 16. Jahrhundert*, Berlin 1950, S. 184ff.

(7) L. Pastor, *Die kirchlichen Reunionsbestrebungen während der Regierung Karls V.*, Freiburg, 1879, S.476, ここでは A. Gotthardt, *Der Augsburger Religionsfrieden*, 2.Aufl., Münster, 2006, S.603 の引用による。

(8) J. Janssen, *Die Geschichte des deutschen Volkes seit dem Ausgang des Mittelalters*, Bd.3, Freiburg, 1881, S.721ff., Bd.4, Freiburg, 1885, S.3.

(9) J. Lortz, *Die Reformation in Deutschland*, Bd.2, Freiburg, 1962, S.287f.

(10) 踊 共二「宗派化論—ヨーロッパ近世史のキーコンセプト」『武蔵大学学術紀要』第42巻4・3号2011参照。

(11) M. Lanzinner, *Friedenssicherung und politische Einheit des Reiches unter Kaiser Maximilian II. (1564-1576)*, Göttingen 1993, S. 514.

(12) A. Luttenberger, *Kurfürsten, Kaiser und Reich*, Mainz, 1994, bes., S.234f.

(13) *Der Augsburger Religionsfrieden 1555*, hrsg.v. H.Schilling u. H. Smolinsky, Schriften des Vereins für Reformationsgeschichte(以下SVRGと略), Gütersloh, 2007, bes. die Beiträge von A.Kohler, P.Erendie und A.Gotthardt.

統的な知識の蓄積、帝国の首長と諸身分全体の法権利の中核、そして外的にも内的にもしばしば発動可能な防衛態勢が常に存在したこと、これらが最低限の一貫性を保証していたと述べて、皇帝と帝国諸身分の間の基本的なコンセンサスに宗教平和の主要な要因を求めている⁽¹⁴⁾。

近年では、ランツィンナーが、アウクスブルク宗教平和は緊迫していた帝国の状況を落ち着かせ、ほとんどすべての人に具体的な利点をもたらした。1555年の文章は「皇帝と諸侯の帝国政策の基礎」となり、宗教平和に公然と反対することは、当時の政治的正当性に反することだったと論じている⁽¹⁵⁾。シュルツェも、パッサウ協約は17世紀初頭の帝国危機において何度も繰り返されることになる条約重視の紛争解決戦略のシンボルとなった。また、アウクスブルク宗教平和は、将来の教派の平和的統一という理論的な望みを捨てずに、個々の規定を超えて、それまでの公開の決定をはるかに超えた憲法の枠組みの法制化のプロセスが動き出したという意味で、帝国憲法の新しい方法論の基礎となったと記す⁽¹⁶⁾。ルッテンベルガーも、1552年のパッサウと1555年のアウクスブルクの交渉と決定がその法的表現となったとして、法としての意義を強調する⁽¹⁷⁾。また、ラーベの評価は「1555年の宗教平和はドイツ史における基本的な成果のひとつである」、その「原則」は、「旧帝国の終焉まで帝国国制の議論の余地のない中核の一つ」であった⁽¹⁸⁾。また教会法の研究者ヘッケルによれば、アウクスブルクの和約は「第一次ドイツ帝国の最も重要な憲法」であった⁽¹⁹⁾。

しかし、1555年のアウクスブルク帝国議会で議決された「アウクスブルクの宗教平和」が実際に帝国に平和をもたらすということは、同時代の人々にとって決して当然のものではなかった。ヴェルテンベルク公クリストフは1556年7月19日、レーゲンスブルクの帝国議会への使節に宛てて、「この1年は以前にも増して諸侯の間に不信感が強まっている」のは明らかだと書き送っている。そして聖界諸侯たちは宗教平和を守る気はなく、密かに軍備をすすめ、教会の管轄権など失われたものを取り戻す好機を待っているに過ぎないと書き送ったことが紹介されている⁽²⁰⁾。

こうした発言をみると、アウクスブルク宗教平和は1555年に確立したのか、という疑問が出てくる。従来の研究は、いずれもこの時点で宗教改革運動は転機を迎えた、宗教平和は新旧両派併存が確立し、帝国国制となり、憲法のようになったとするが、それは後代からの見方にすぎな

(14) P. Moraw, *Von offener Verfassung zu gestalteter Verdichtung*, Berlin, 1985, S.420f.

(15) M. Lanzinner, *Konfessionelles Zeitalter 1555-1618*, Klett-Cotta, 2001, S. 48.

(16) W. Schulze, *Deutsche Geschichte im 16. Jahrhundert*, Frankfurt.a.M, 1987, S.161f., ders, Kaiserliches Amt, Reichsverfassung und protestantische Union, in, *Reichsständische Libertät und Habsburgisches Kaisertum*, hrsg. v. H. Duchhardt u. M. Schnettger, Mainz, 1999, S.195-6.

(17) A. Luttenberger, *Glaubenseinheit und Reichsfriede*, Göttingen, 1982.

(18) H. Rabe, *Reich und Glaubensspaltung Deutschland 1500-0600*, München 1989, S.299.

(19) M. Heckel, *Staat und Kirche nach den Lehren der evangelischen Juristen Deutschlands in der ersten Hälfte des 17. Jahrhunderts*, München, 1968, S.209.

(20) Ch. Sattler, *Geschichte des Herzogtums Württemberg unter der Regierung der Herzogen*, Bd.4, Ulm, 1771, S. 102f. *Briefwechsel des Herzogs Christoph von Württemberg*, hrsg.v.V.Ernst, Bd.4, Stuttgart, 1904, Nr.90, A. Gotthard, *Der Augsburger Religionsfrieden*, 2.Aufl., Münster, 2006, S.316-7.

いのではないか。結果としてそのような法や制度になったとして、それはどの時点で確立したのか、どのような理由でそのような法・制度として認められ、受け入れられたのか、これを探ることが本稿の課題である。

アウクスブルク宗教平和が確立するには、当然、帝国諸侯も中心的な役割を果たしていたはずであるが、それにもかかわらず、その実態は依然として解明されていない⁽²¹⁾。これは宗派化研究に示されるように、1555年以降それぞれ領邦教会の整備と教化が進められたとして、領域内の教会政策に研究の関心が向けられたため、帝国との関係といういわば外への関心が希薄になったためと考えられる。

16世紀前半までの宗教改革研究に比して、宗教平和以降の研究は決して少なくはなく、選定侯たちや有力諸侯とその領邦に関する研究がそれぞれの領邦政策、宗派化について⁽²²⁾、また君主の伝記研究があり、各教会・修道院の歴史研究、郷土史研究も行われている。しかし、先のように領邦や都市の内側に目が向けられ、帝国との関係や宗教平和に関する宗教政策を扱う研究は限られている。また、それに関わる史料も多くが未だ眠ったままである⁽²³⁾。

そこで、本稿では、まずカトリック諸侯のアウクスブルク宗教平和成立にいたるまでの主張と宗教平和との関係について、先行研究に拠りつつ検証することからはじめる。

I カトリック諸侯とアウクスブルク宗教平和

1521年の帝国名簿によると、帝国教会は3人の大司教選定侯、4人の大司教、46人の司教、75以上の帝国修道院および女子修道院から構成されていた⁽²⁴⁾。これらいわゆる聖界諸侯を主導していたのは、マインツ、トリアー、ケルン大司教の3選定侯であった。以下では比較的研究のあるこの3人の選定侯を中心にみていく。

1517年ルターによる宗教改革開始以降、第1世代にあたる聖界諸侯は、マティアス・フォン・ヤーゴウ（ブランデンブルク）、マグヌス・フォン・メクレンブルク（シュヴェーリン）、ヘルマン・フォン・ヴィート（ケルン）を除いてカトリック教会に忠実であり続けた⁽²⁵⁾。

ヴォルガストは、彼らが宗教改革を拒否した理由として、個人的な敬虔さ、聖職の精神と教会制度に対する敬意、帝国諸侯の地位を失うことへの懸念、家門継承への可能性をのぞけば改宗による利益がほとんどないこと、特に聖堂参事会などの抵抗、そして皇帝とカトリック家門の支持

(21) M. Heckel, *Deutschland im konfessionellen Zeitalter*, Göttingen, 1983; W. Schulze, *Deutsche Geschichte im 16. Jahrhundert 1500-1618*, Frankfurt a.M., 1987, Rabe, op.cit.

(22) 日本でも代表的な研究としてバイエルンに関する小野善彦氏の「バイエルン大公アルブレヒト5世の対等族宗教政策(1553～1563年)」西洋史研究(20) 1-29, 1991など一連の研究がある。

(23) たとえば、2020年に刊行された *Quellen zur brandenburgischen Reformationsgeschichte (1517-1615)*, besrb. v. A. Stegmann, Tübingen, 2020も領内改革を中心に編纂されている。

(24) *Deutsche Reichstagsakten*(RTA), Der Reichstag zu Worms 1521, Gotha, 1896, Nr.56, bes.S.427f.

(25) *Die Bischöfe des Heiligen Römischen Reiches 1448 bis 1648. Ein Biographisches Lexikon.*(以下 Bischöfe と略) hrsg. v. E.Gatz, 2.Aufl., Berlin, 2023.

などをあげ、また 1555 年までの宗教改革の時期には、プロテスタントに改宗した家門出身者が高位の役職に就いていなかったことも指摘している⁽²⁶⁾。

このようにほとんどの聖界諸侯個人はカトリックの信奉に留まっていたが、彼らは周辺からの圧力にさらされていた。1548 年の帝国議会において選定侯部会と諸侯部会がカール 5 世に対し「自立した帝国諸身分」ではないとして帝国諸侯名簿からの削除を希望したリストをみると、聖界諸侯の地位とその領邦が周辺諸侯によって脅かされていたことが判明する⁽²⁷⁾。

そこでは、ザクセン選定侯はマイセン、メルゼブルク、ナウムブルクの各司教、ヴァルケンリードとクヴェトリンブルク修道院を、ブランデンブルク選定侯はブランデンブルク、ハーフェルベルク、レープスの司教を削除対象に挙げた。ファルツ選定侯はヴァルトザッセンとゼルト修道院、ボンメルンはカミン修道院、メクレンブルクはシュヴェリーン修道院を登録から削除することを望んだ。いずれも自らの属下とするためである。この他にもヴォルフエンビュッテル家やヴェルテンベルク公、ヘッセン方伯なども修道院の従属を主張した。カトリックの諸侯も同様で、オーストリアはトレントとブリクセンの司教、ムルバハ、ザンクト＝ブラージエン、シュッテルン、シュヴァルツヴァルトの聖ペーターの各修道院を、トリアー大司教は聖マクシミンとプリュムを属下とし、シュトラースブルク司教はゲンゲンバッハの帝国修道院、シュパイアー司教はオーデンハイム修道院を属下としようとした。

しかし、1548 年にはカール 5 世が聖界諸侯の独立性を維持するとして、帝国諸侯名簿は変更されなかった。さらにカール 5 世はこの帝国議会に出席した大司教や司教たちに対し帝国教会の組織と規律に関する改革案を受け入れるよう強制することで、帝国教会の安定化を図ろうとした⁽²⁸⁾。

このように、アウクスブルク宗教平和以前、カトリックの司教や修道院の地位は皇帝や周辺有力者の圧力を受けており、それへの対応を迫られていたのである。もちろん、これには軍事力の問題もある。司教座教会も修道院も「神の家」であり、世俗諸侯の軍事力にはとうてい抵抗できなかった。おそらく聖界諸侯領が受けていたこのような圧力から、特に中小の司教座や修道院は 1555 年の宗教平和、とくに聖職者留保に自らの保護を見出してその利点を次第に意識するようになったのではないかと推測できるだろう。

また、帝国教会の指導者であるマインツ、ケルン、トリアーの 3 選定侯はいずれも 1555 年のアウクスブルク宗教和議の 10 年ほど前、1545 年から 1547 年に大司教が交代した。

マインツでは、アルブレヒト・フォン・ブランデンブルク（位 1514-1545）⁽²⁹⁾に代わってセバスチャン・フォン・ホイゼンシュタム（1545-1555）⁽³⁰⁾が大司教となった。ケルンでは、ヘルマン・

(26) E. Wolgast, Kurpfalz, geistliche Fürstentümer, in, SVRG, S.226.

(27) RTA Bd. 18, Der Reichstag zu Augsburg 1547/48, München 2006, S. 1588-1592.

(28) E. Wolgast, Die Formula reformationis, in, Luise Schorn-Schütte (Hg.), *Das Interim 1548/50*, Gütersloh 2005, S. 342-365.

(29) Bischöfe, S. 13-18, R. Decot, *Religionsfrieden und Kirchenreform*, Wiesbaden 1980.

(30) Bischöfe, S.13-16.

フォン・ヴィード（1515-1547）が1542年に宗教改革を導入しようとしたが⁽³¹⁾、教皇、皇帝、ケルン大学神学部の抵抗によって失敗し、1547年降格処分を受けて辞任した。その後任としてアドルフ・フォン・シャウムブルク（1547-1556）が就任した⁽³²⁾。トリアーでは、ヨハン・ルートヴィヒ・フォン・ハーゲン（1540-1547）の死去により⁽³³⁾、ヨハン・フォン・イーゼンブルク（1547-1556）⁽³⁴⁾が任に就いた。彼は1540年以来すでにトリアー大司教座の中心人物で、ケルンのヘルマンの宗教改革に反対していた。

先行研究によれば、これらアウクスブルク宗教平和直前の聖界選定侯たちに共通していたのは、その治世の最初の数年間、基本的に皇帝の宗教政策に同調していたことである。宗派对立の克服を目指した1541年の信仰討論が不調に終わったことから、大司教たちは皇帝に信仰問題の解決への支援と、危機に瀕した教区や軍備の乏しい領邦の保護を期待していたためである⁽³⁵⁾。これには皇帝カール5世が1544年の対フランス戦で勝利し、1547年にはシュマルカルデン戦争でアルベルト家ザクセンのモーリッツの協力を得てプロテスタント軍を破ったことも皇帝への期待を大きくした⁽³⁶⁾。

そのカール5世の宗教政策は、宗教改革による信仰問題の解決をキリスト教世界全体の参加する公会議に求め、紆余曲折を経て1545年にトレントで公会議が開催された。しかし、プロテスタントがボイコットしたことがシュマルカルデン戦争の契機となった。ところが戦争を機に教皇パウロ3世（1534-1549）が公会議をトレントからボローニャに移そうとしたため、事態は政治的にも複雑なものとなった。このとき、帝国の司教たちがボローニャを公会議の開催地とすることを拒否したからである。しかしながら、シュマルカルデン戦争で勝利を取めたカール5世は、帝国議会の選定侯部会、諸侯部会で原則として公会議への服従を得ることに成功した⁽³⁷⁾。選定侯部会では、3人の聖界選定侯は公会議を引き続き信仰和解の正統にして適切な場とすることに賛成した⁽³⁸⁾。そしてカール5世はマインツ大司教などに公会議の決定までの暫定協定案を作成させた⁽³⁹⁾。マインツ大司教ホイゼンシュタムは融和姿勢をとり、プロテスタントの同意を得やすくするため譲歩と妥協を行ったため、暫定協定には平信徒の二種拝領の承認と司祭の結婚許可が含まれたが、プロテスタントの反発は強かった。

1550年7月、アウクスブルク帝国議会において、プロテスタント側は宗教改革によって生じ

(31) Bischöfe, S.755-758.

(32) Bischöfe, S.6.

(33) Bischöfe, S.253.

(34) Bischöfe, S.325-327.

(35) Decot, op.cit., S.66-173.

(36) K. Brandt, *Kaiser Karl V.* 7.Aufl., München, 1964, S. 436-478; Alfred Kohler, Karl V (1519-1556), in: A. Schindling, W. Ziegler (Hgg.), *Die Kaiser der Neuzeit 1519-1918*, München 1990, S. 33-54.

(37) G. Pfeilschifter (Hg.), *Acta Reformationis Catholicae* (ARC), Bd. 5, Regensburg, 1973, S. 151.

(38) Decot, op.cit., S.79.

(39) Decot, op.cit., S.83.

た教義の相違の解決を公会議ではなく、帝国議会で扱うことを要求した⁽⁴⁰⁾。しかし、マインツ大司教側は信仰対立によって脅かされている帝国の平和を守ることと信仰問題とを区別した。マインツの意見では、信仰対立から生じた教会財産の返還をめぐる問題などは政治的に解決されるべきであり、帝国議会が任命した委員会ではなく帝室裁判書が解決するのが望ましいとした。そしてマインツ、ケルン、トリアー選定侯たちは、信仰対立そのものの解決は1548年に原則的に公会議に従属したプロテスタント諸身分の参加も得て、公会議の判断と決定に委ねられるべきであるとした⁽⁴¹⁾。

1521年のウォルムス帝国議会によってルター問題が帝国レベルで取り上げられて以来、この信仰問題は公会議で解決されるべきであり、その開催が困難な場合の代替として国民公会議や信仰討論会、国民集会が論じられてきた⁽⁴²⁾。それらに対するカトリックの立場は一貫して全体公会議によって決着をつけることであった。他方、教皇権を否定するプロテスタント側は信仰問題の解決策を国民公会議か信仰討論、国民集会（帝国議会）とし、信仰討論が失敗すると、プロテスタントの求める条件付き、すなわち教皇の排除、「自由な」つまり自主判断の投票、判断規範として「キリストにかなう」聖書主義という条件での公会議を主張した。アウクスブルク宗教平和後の信仰問題解決という課題で、1521年以来引き続き繰り返されてきた論争が繰り返された。

ただし、教皇は、15世紀のコンスタンツ、バーゼル公会議と教皇も公会議決定に従わねばならないとする公会議主義の記憶から公会議開催を警戒し、皇帝からの開催要請にも引き延ばし策などを講じていたため開催が困難で、帝国議会では他の3方式も論議された。カトリック諸侯も状況によって条件付きで討論会などに応じたが、その理由として大きく関わったのが、教皇首位権と公会議主義の問題であった。

実際に、既に1540年にバイエルン公は「キリスト教の君主として、ローマ教皇もドイツ国民の諸身分も、キリスト教信仰の条文やキリスト教社会全体で広く遵守されている慣行や道徳に変更、追加、削減を加えることを決して行ってはならないと考える。全体公会議なしに変更、追加、削減を行うことは受け入れがたい」とウォルムスでの信仰討論に参加する神学者に書き送っており⁽⁴³⁾、教皇よりも公会議をとっているのである。

こうした公会議主義に基づいて教皇と距離を置く姿勢は、1545年から2回の中断を挟んで64年まで開かれたトレント公会議とその勅令との関係にも影響を与えた。トレント公会議では、ローマ教皇首位権の主張が高まり、その結果布告された1564年の「トレント信仰告白 *Professio fidei Tridentina*」はローマ教皇と公会議の法令への服従を求めるものであったため、独立性を維持し

(40) Decot, op.cit., S. 146.

(41) F. Jürgensmeier, Die Augsburger Religionsfrieden 1555 und die geistlichen Kurfürstentümer Mainz, Köln und Trier, in: SVRG, S.181-2.

(42) 拙稿「全体に関わることは全体で決めるべきだ：公会議問題から見たドイツ宗教改革の展開」『思想』1122、2017、参照。

(43) ARC, Bd.3, Nr.95, S.188-9.

たい帝国教会の高位聖職者たちから様々な抵抗を受けた⁽⁴⁴⁾。

ケルン大司教フリードリッヒは、選挙で選出されたにもかかわらず、トレント信仰告白の採用は受け入れがたい革新であるとして公然と反対した。ただし、それは信仰からではなく、統治者への不当な要求と受け止めたがゆえの拒絶だった。当然、教皇から認証が得られず、67年に辞職した⁽⁴⁵⁾。またブレーメン大司教ハインリヒ・フォン・ザクセン＝ラウエンブルクはトレント信仰告白への服従を誓ったが、同時にプロテスタントの聖堂参事会員がその信仰告白を維持することを認めるべきであるという留保を付けた⁽⁴⁶⁾。

このような姿勢が、1566年教皇ピウス5世がアウクスブルク宗教平和の破棄を求め、抗議を試みた際に、帝国教会がこれに従わなかった背景にある⁽⁴⁷⁾。そしてアウクスブルク宗教平和が帝国教会の聖界諸侯たちに支持されたもう一つの理由と考えられる。

帝国教会にとって最重要課題であった信仰の分裂を解消しようとして、皇帝カール5世は暫定協定の受け入れをはじめ、強硬な帝国政策・宗教政策を進めた。これに対する反発と抵抗から、1552年春、ザクセン選定侯モーリッツ率いるプロテスタント諸侯がカールに対して「諸侯の反乱」を起こした。反乱勃発の報をうけたマインツ、トリアー、ケルン大司教たちは参加していたトレント公会議を離れ、それぞれの教区に戻った。

ケルン選定侯アドルフは、この騒乱により自分の大司教領で改革派の運動が再燃することを懸念していたとユルゲンスマイアーは推測している。また、彼は、トリアー大司教ヨハンは属司教のメッサ、トゥール、ヴェルダンの司教区をフランスに奪われる不安を抱えていたと論ずる⁽⁴⁸⁾。実際、モーリッツを密かに支援していたフランス王アンリ2世は、「諸侯の反乱」が始まると同時に帝国に侵攻し、メッサを占領した。

諸侯の反乱は、不意を突かれた皇帝の逃走により、リンツにおけるカール5世の弟フェルディナントと選定侯モーリッツ、および中立の帝国諸侯を交えた交渉による妥協案作成を経て、1552年5月から8月にパッサウでの交渉の結果結ばれた協約によって終結し、協約は8月15日に皇帝によって批准された。この協約に盛り込まれた条項は、「アウクスブルク信条を奉ずる諸身分」に「分裂した信仰の最終的な解決」まで平和を容認するというものであった⁽⁴⁹⁾。

ルターの教義を禁止した1521年のヴォルムス勅令は、皇帝の宗教政策において常に有効かつ合法的なものとなみなされていたが、この協約によって覆された。そして、パッサウの協約はアウ

(44) *Quellen zur Geschichte des Papsttums und des römischen Katholizismus*, hrsg.v. C.Mirbt, 3.Aufl., Tübingen, 1911, S. 256-258, E.Wolgast, *Hochstift und Reformation*, Stuttgart, 1995, S. 310f.

(45) A. Franzen: Friedrich IV. Graf von Wied. In: *Neue Deutsche Biographie* (NDB). Band 5, Berlin 1961, S. 512 f.

(46) Bischöfe, S. 270-272; Wolgast, *Hochstift*, S.256f. 274, E.Wolgast, *Kurpfalz, geistliche Fürstentümer*, in, SVRG, S.229.

(47) *Nuntiaturberichte aus Deutschland nebst ergänzenden Aktenstücken*, hrsg. v. I.Dengel, 2.Abt. Bd.5, Wien, 1926, S. XL-XCIII, Wolgast, *Hochstift*, S.257.

(48) Jürgensmeier, *op.cit.*, S.182.

(49) V. Drecoll, *Der Passauer Vertrag 1552*, Einleitung und Edition, Berlin, 2000. 拙稿「信仰か平和かーパッサウの交渉とアウクスブルク宗教和議ー」服部良久編『コミュニケーションから読む中近世ヨーロッパ史』ミネルヴァ書房 2015年参照。

クスブルク宗教平和の母胎となるとともに、55年以降、アウクスブルク宗教平和と一緒にして信仰問題解決までの両派間の平和を認めたものとして繰り返し言及された。

1552年の「諸侯の反乱」とパッサウ協約は、帝国に本質的に新しい政治状況をもたらした。マインツとトリアー、ケルンの3聖界選定侯がそれまで基本的に支持してきた皇帝の宗教政策が崩壊し、ハプスブルク家の普遍帝国をめざす政策は大幅に縮小されたからである⁽⁵⁰⁾。

3人の選定侯は、自分たちの領土に期待していた軍事的保護を皇帝が与えられなかったことに失望した。特に大きな打撃だったのは、ブランデンブルク＝クルムバッハ辺境伯アルブレヒト・アルキビアデス（1522-1557）が、自領と勢力圏を拡大しようと諸侯の反乱を機に聖界諸侯に対して起こした侵略だった。

彼はバンベルクとヴェルツブルク司教領に略奪と破壊を行い、マインツの大司教領に進んでマインツ市を占領して高額の身代金を強奪した。さらにトリアー大司教領にも進攻して破壊・略奪を行った。さらに1552年9月、トリアー領で修道院や都市を攻撃した。

マインツでもトリアーでも皇帝の軍が到着したのは、すでに大きな被害が出た後だった。さらにカール5世がフランスからメッスを回復するべくアルブレヒト・アルキビアデスとの同盟を結んだために大司教たちと皇帝の関係はいっそう悪化した。

この1552年の惨禍の経験は、マインツとトリアー選定侯に皇帝カール5世とハプスブルク家に対する不信をもたらしたが、とくにトリアーの不信は長く続いたと指摘されている⁽⁵¹⁾。

結局、カール5世はメッスの奪還にも失敗し、このことが翌年3月にハイデルベルクでファルツ選定侯、ユーリッヒ公、ヴェルテンベルク公、バイエルン公という新旧両派の諸侯に防衛同盟を結ばせることになった。ルッツはこの敗北と同盟の帝国への影響に世界史的な意義を認めてすらいる⁽⁵²⁾。一方、ケルン大司教は、近接するユーリッヒ公との利害対立から、ネーデルラントのハプスブルク軍の保護と援助に引き続き依存せざるを得なかった。

パッサウ協約で予定された帝国議会は、1555年になってアウクスブルクで開催されたが、トリアー選定侯とケルン選定侯の態度についてはいまだ十分な検討がされていない⁽⁵³⁾。しかし、マインツ選定侯セバステアンは、1552年に帝国議会で信仰問題の解決について討議されることを見越して、交渉準備を始めていたことが知られている。彼は、最終的な解決はプロテスタント諸身分が「信仰について完全に保障され、または和解される」場合にのみ達成されると認識し、諸悪の根源である信仰上の異論は全体または国民公会議によってしか解決できないと考えていた⁽⁵⁴⁾。パッサウ協約の成立だけでなく、アウクスブルク宗教平和の成立にもマインツ選定侯の

(50) H. Lutz, *Reformation und Gegenreformation*, Oldenbourg, 2002, S. 59.

(51) Bischöfe, S.327-9, Jürgensmeier, op.cit., S.183-4.

(52) Lutz, *Reformation*, S. 59.

(53) Jürgensmeier, op.cit., S.184-5.

(54) Jürgensmeier, op.cit., S.185.

果たした役割が大きかったが、それはこのような認識が関わっていた。

議会では、信仰問題の解決に関して新旧両派とも先送りを要求したが、「信仰問題解決までの帝国の平和」というパッサウ条約の合意を維持しなければならないということはプロテスタントとカトリック双方が合意した⁽⁵⁵⁾。これはすでに双方ともアウクスブルクで交渉されることになる宗教平和を基本的に受け入れる用意があったことを示していた⁽⁵⁶⁾。

1555年2月の審議で、マインツは信仰問題を扱う委員会の任務として、「どのような手段、すなわち全体公会議または国民公会議、信仰討論会、帝国全体の集会によって争われている信仰の解決を求めるか、あるいはそのような作業を一時中断すべきかどうかを検討する」ことを要請した。トリアーとケルンの使節も同様の立場を示した⁽⁵⁷⁾。

しかし、すでに3月の時点でプロテスタント諸身分が帝国議会において再統一という意味での信仰和解を交渉する用意がないことが明らかとなり、その結果、交渉の対象となったのは、ラント平和と信仰問題における「恒久的な無条件の平和」という2つの中心的な問題だった⁽⁵⁸⁾。

1555年3月、ファルツ、ブランデンブルク、その他のプロテスタントが「諸身分の自由選択権」だけでなく「臣民の自由選択権」も宗教和平に含めるよう求めたことが大きな論議を引き起こした⁽⁵⁹⁾。3月18日、マインツ選定侯は使節団に対し、どんなことがあってもこのような要求を呑まないよう強く指示した。大司教が拒否した背景には、ファルツの聖堂参事会でプロテスタントが勢力を拡大したように、自らの大司教座にも外部から不安や混乱が持ち込まれるのではないかという懸念があった。マインツ大司教は、「いかなる諸身分も臣民を他の信仰に引き込まれることのないように」と書いた⁽⁶⁰⁾。これが大司教セバスチアンの最後の手紙となった。

ユルゲンスマイアーによると、後任となったダニエル・フォン・ホーンブルク選定侯は、前任者と同様、アウクスブルクの宗教平和におけるプロテスタントへの譲歩を是認できるものとしていた。政治的融和策は、新旧両派の承認でも帝国の最終的な信仰分裂でもなく、「帝国の平和」と後に期待される教会統一のために必要な前提条件だと考えていたという⁽⁶¹⁾。

また、ゴットハルトは、マインツ選定侯はアウクスブルクの宗教平和の条文に含まれる曖昧さを知らなかったわけではないと指摘する。しかし、マインツ選定侯はそれを理由に条約を阻止することはせず、むしろ、残された弱点は教会法を含む「全体の法 Gemeine Recht」によって明確にすることができるという見解を示していた⁽⁶²⁾。

(55) Decot, Religionsfrieden, S.205f.

(56) Ibid., S.234.

(57) Ibid., S.240.

(58) Ibid., S.245.

(59) A.Gotthard, Religionsfrieden und das politische System des Reiches, in, SVRG, S.104f.

(60) Decot, Religionsfrieden, S. 248.

(61) Jürgensmeier, op.cit., S.187.

(62) Gotthard, op.cit, S. 53.

これらからは、宗教平和がカトリックに受け入れた理由は、帝国平和と教会統一のための手段、あるいは欠陥を抱えていても法的に解決できると考えられたということになる。いずれも、一時的な措置、暫定的な措置として宗教平和を見ていたことになる。問題は、そうした一時的、暫定的な措置が認められた根拠にあるだろう。この点は後で改めて取り上げる。

1555年の帝国議会で議決された宗教平和には、聖界諸侯領に配慮がなされた⁽⁶³⁾。伝統的な帝国教会の形を維持するために「聖職ゆえの聖職禄 *beneficium propter officium*」の原則が適用され、その聖職とはカトリックのそれとして定義された⁽⁶⁴⁾。これが聖職者留保 (*reservatum ecclesiasticum, geistliche Vorbehalt*) の法的根拠となった。聖職者留保は、プロテスタントに改宗したカトリック聖職者はその地位を放棄しなければならず、また聖堂参事会は後任に「古くからの信仰を奉ずる人物」を選出しなければならない、というもので⁽⁶⁵⁾、この規定により聖界領邦は信仰の「自由選択権 *Freistellung*」の対象から除外された。

一方、プロテスタント融和策として「フェルディナントの宣言」は「長年にわたりプロテスタントであり、礼拝を継続的に行っていることを証明できる騎士、都市、共同体」は、該当領邦の宗教に関する禁止令の対象とはならないという内容で⁽⁶⁶⁾、聖界領邦の統制権を制限した。しかし「フェルディナントの宣言」は帝国議決の宗教平和条文には含まれず、帝国最高法院に伝達もされなかった「書簡」にすぎず、当初からその法的効力は限定的であり、後には論争になった⁽⁶⁷⁾。宗教的平和は、さらに2つの規定によって帝国教会の利益を侵害した。すなわち、帝国直属の教会財産のさらなる譲渡が禁止され（第7項）、またプロテスタント領における司教裁判権の停止が確認された（第8項）。

この「フェルディナントの宣言」は当初注目されていなかったが、聖職者留保は当初からプロテスタント、特にファルツが異議を唱え、廃止を要求した⁽⁶⁸⁾。これに対し皇帝とカトリック諸侯は、その正当と効力を主張した。以後、譲歩や取り引きなど内容を変えつつも、三十年戦争に至るまでのほぼ全ての帝国議会で論争的となった。

しかしながら、聖職者留保も現実には法としての効力は不十分なものであった。1555年以降、帝国教会は数十年のうちに北ドイツおよび中部ドイツの大司教区や司教区を失った⁽⁶⁹⁾。ドイツ

(63) H. Lutz, *Christianitas afflictata. Europa, das Reich und die päpstliche Politik im Niedergang der Hegemonie Kaiser Karls V. (1552-1556)*, Göttingen 1964, S. 426-432; WO~ast, Hochstift (wie Anm. 57), S. 255f.; A. Gotthard, *Der Augsburger Religionsfrieden*, Münster 2004, S. 143-159.

(64) Lutz, *Christianitas*, S.430, M. Heckel, *Deutschland im konfessionellen Zeitalter*, Göttingen, 1983, S.45f.

(65) K. Brandi (Hg.), *Der Augsburger Religionsfriede vom 25. September 1555*, 2.Aufl., Göttingen 1927, S. 41f. 永田前掲書、319頁。

(66) Brandi, op.cit., S. 53f. 永田前掲書、327-9頁。

(67) Brandi, op.cit., S.53f. 永田前掲書、第4章。

(68) RTA 1558-1559, Göttingen, 1999, S. 1504, Anm. 5 und 6, S.1503-1519.

(69) Lanzinner, *Friedenssicherung*, S. 226f.; Wolgast, Hochstift, S.261-285, I. Mager, *Norddeutsche geistliche Territorien und das Reservatum ecclesiasticum des Augsburger Religionsfriede*, in *Augsburger Religionsfrieden, seine Rezeption in den Territorien des Reiches*, S.120f.

北部および中部のブランデンブルク、ハーフェルベルク、レープス、カミン司教区ではホーエンツォレルン家によってアウクスブルク宗教平和以前にプロテスタントの信仰が公式に導入され、またブレーメン、マクデブルク、リューベック、ラッツェブルク、ミンデン、ハルバーシュタットは16世紀にプロテスタント化された⁽⁷⁰⁾。また、1561年にはリューベックのカトリックが多数を占める聖堂参事会がプロテスタントのエバーハルト・フォン・ホレを司教に選出し、政治的な理由により彼は教皇からも司教に認証された⁽⁷¹⁾。各聖堂参事会は大司教、司教の後任選挙において、概して独立性を重視し、皇帝から影響を受けない姿勢を示していた⁽⁷²⁾。

聖堂参事会についても、ヴォルガストが、1555年以降、帝国の聖界諸侯および各聖堂参事会のほとんどが、自らの属下にある人々のかなりの割合が福音派に転向し、さらにこの動きが進行するという事態に、支配権を強化せざるを得なかったと述べていることが参考となる⁽⁷³⁾。例としてリューベックでは1561年には13人の参事会員全員がカトリックであったが、1575年には1人がプロテスタントに改宗した。1586年にはプロテスタントが5人となり、1590年にはカトリックは4人だけとなった⁽⁷⁴⁾。また1555年から1618年における多くの聖堂参事会員の宗派の正確な状況を特定することは不可能であり、大司教や司教がカトリックなのか、それともプロテスタントなのか、同時代の人々にもわからないような過渡期が存在することも珍しくはなかったと論じている⁽⁷⁵⁾。

これは有力家門の政治的利害が働いたことも一因と考えられる。カトリックのバイエルン公は、1583年のケルン大司教選挙に続いて北西ドイツのミュンスター、パーダーボルン、ヒルデスハイム司教区に親族のヴィッテルスバッハ家出身者を送り込み、数十年で勢力圏を統合していった⁽⁷⁶⁾。ファルツ選定侯は1569年シュトラースブルクの司教選挙において弟でルター派のファルツ伯ライヒャルト・フォン・ジンメルンに過半数を獲得させる寸前までいった⁽⁷⁷⁾。また、ファルツ選定侯はシュパイアー司教マルクヴァルト・フォン・ハットシュタインに司教職を放棄せずに結婚するよう勧め、自分の娘の1人を妻とさせた。さらにマインツ選定侯にも改宗し、結婚し、教区を世俗化するならば、世俗選定侯となる支援を約束した⁽⁷⁸⁾。

しかしながら、1582年の帝国議会までは、プロテスタントの司教や参事会員の存在が対立を

(70) Wolgast, op.cit., S.223-5.

(71) Bischöfe, S.308-310.

(72) M. Schnettger, Der Kaiser und die Bischofswahlen, in: H. Duchhardt, M. Schnettger (Hgg.), *Reichsständische Libertät und habsburgisches Kaisertum*, Mainz 1999, S.213-255.

(73) Wolgast, Kurpfalz, geistliche Fürstentümer, S.229.

(74) Wolgast, Hochstift, S.267-271.

(75) Wolgast, Kurpfalz, geistliche Fürstentümer, S.231.

(76) Bischöfe, S.282f. 483f. 543f. 263f, Wolgast, Hochstift, S.286-303.

(77) Wolgast, Hochstift, S.293-297.

(78) E. Wolgast, Säkularisationen und Säkularisationspläne im Heiligen Römischen Reich. Deutscher Nation vom 16. bis zum 18. Jahrhundert, in: *Rottenburger Jahrbuch für Kirchengeschichte*, 23, 2004, S.34f.

表面化させることは少なかった。転機とされているのは、1582年のザルツブルクとマクデブルク大司教の後任人事の際で、この時、軍事費負担の引き換えに聖職者留保と「フェルディナントの宣言」とが交渉され、そこからこの人事が教皇から認証され皇帝から授封されたか否かという論争に発展した⁽⁷⁹⁾。以後、福音派の高位聖職者の地位をめぐる帝国法上の論争が激化していくことになった⁽⁸⁰⁾。

このように「聖職者留保」の拘束力には限界があったが⁽⁸¹⁾、後述するようにプロテスタントはアウクスブルク宗教平和の条項から削除するように求められ続けた。逆に、カトリック諸侯は、実際には限界があるにせよ、アウクスブルク宗教平和を確認し、維持することを必要視したと推測できよう。

教会法史研究者のヘッケルは、宗教平和の体制に永続する影響を与えた要因を3つあげている。すなわち、イエス・キリストの教会は一つであるという理念と真実において信仰が再統一されることへの願い、そして信仰にもとづく「宗教平和の」法の確定、3つ目に非常事態による正当化と世俗的な平和規範のもつ暫定的性格である⁽⁸²⁾。

緊急事態の措置としてのみ、カトリック教徒は「異端者」のために教会の役職や教会財産を放棄することを正当化することができ、また、プロテスタントはあらゆる場所で、あらゆる人々に神から命じられた真の福音を説くことを放棄することができた。その根拠となったのは、より大きな悪を避けるために必要であれば、より小さな悪は許されるという、広く認められたスコラ学の原則であった。1555年の宗教的平和は、その文言と意味において、すでに緊急時の必要性の論拠に基づいていたとヘッケルは論じている⁽⁸³⁾。

先にも触れたように、宗教平和がカトリックに受け入れられた理由として、帝国平和と教会統一のための手段としたこと、そして一時的な措置、暫定的な措置として宗教平和を見ていたことを指摘した。ヘッケルは、宗教平和が信仰問題の解決をかかげていたこと、そうした一時的、暫定的な措置であったことをあげ、さらに非常事態による正当化と暫定的性格を述べるのであるが、非常事態による正当化についてルターの緊急司教論を例としているが、カトリック当事者たちがそのように認識していた論拠をあげているわけではない。

そこでこのような緊急事態の措置という観念がカトリック側にあったことを示す事例をあげておきたい。それは、トレント公会議の再開をうけて、フェルディナントが教会改革に向けて教皇庁と交渉していることに対して、カトリック司教団が皇帝に対して行った請願である⁽⁸⁴⁾。

(79) RTA Der Reichstag Augsburg 1582, München, 2007, bes.S,119f.

(80) Wolgast, Hochstift, S.279-285.

(81) Bischöfe, S.705-707.

(82) Heckel, Juristen Zeitung, S.963.

(83) M.Heckel, Autonomia und Pacis Compositio, in, *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte: Kanonistische Abteilung* (ZRG Kan.Abt.), 45, 1959, S.141, 221ff.

(84) RTA, 1558/59, Nr. 622 Katholische Kirchenrefonn, Nebenproposition, S.1585.

まず、「陛下はカール5世皇帝の時代、宗教改革が本格化していた時期にも、キリスト教の大司教や司教たちは、個人的には何も悪しきところはなく、また何も獲得していなかったことを思い出していただきたい」とし「陛下は聖職者の擁護者、保護者、守護者として、緊急事態に際しては、不遜な者に対して陛下の支援を得られるようにしてください。また、秩序ある方法で改革を行うということはキリスト教の全体公会議に属するものとして…それがいつ実現するのかは現時点ではまだ不明であるため、善であり疑いの余地のないことを行うのを遅らせたりやめたりすべきではなく…改革は本質的に古くからの聖なる規範に基づいているゆえに、これらは、より良いものが見つかるまで、正当に守られるべきであります」と記した。

このように「緊急事態に際して」皇帝に聖職者への支援を求めており、ヘッケルの主張する緊急事態の理論が実際に用いられていることを確認できる。そして、これは公会議や教皇の法令に反してもやむを得ないとする理由づけになるものであった。

以上、カトリック諸侯がアウクスブルク宗教平和を受け入れることになった要因についてみてきた。次にプロテスタント諸侯の対応についてみてみよう。

Ⅱ プロテスタント諸侯とアウクスブルク宗教平和

(1) ザクセン選定侯とブランデンブルク選定侯

プロテスタント側に関しても1555年以降の研究は、領邦君主による領内の宗派化政策が中心で、とくにザクセンとブランデンブルクの両選定侯については、ザクセン選定侯領における1574年の「隠れカルヴァン派の迫害 *Kryptocalvinistenverfolgung*」や、1586年から1591年のいわゆる「第二次宗教改革」、あるいは1613年のホーエンツォレルン家の信仰の変更といった領邦内の信仰問題を考察する場合にのみ、それぞれ選定侯として帝国との関係や政策という観点から考慮されてきた⁽⁸⁵⁾。

しかし、1980年代後半以降の研究視角の変化を受けて、この時代の帝国におけるザクセン選定侯国の重要性について研究が光をあてるようになってきている。したがって、以下では、主にザクセン選定侯国の帝国政策を中心に検証する。しかし、書簡などかなりの史料がいまだ眠ったままであり、ここではこれらの先行研究に依拠して主要点を抽出することにしたい。

アウクスブルク信条派の指導的地位にあったザクセン選定侯アウグストの治世は、1553年から1586年の30年以上にわたって続き、その間にザクセンの帝国政策の基盤が築かれた。アウグストの領邦政治の成功が「領邦の父 *Landesvater*」として強調される一方で、帝国における彼の政治行動やそれに関連する宗教政策は概ね否定的に捉えられてきた。その要因は、もちろん冒頭に記したように、16世紀後半、アウクスブルク和約から三十年戦争の勃発までの期間が、長い間否定的な観点のみで捉えられてきたことも影響したと考えられる。そしてリッター以降の一般

(85) たとえば *Evangelisch-katholische Fürstenfreundschaft: Koresspondenzen zwischen den Kurfürsten von Sachsen und den Herzögen von Bayern von 1515-1586*, hrsg. v. R.Zimmermann, Frankfurt a.M., 2004 も家門の動静と自領問題、とくに信仰に基づく騎士の移動の自由に焦点が当てられている。

的な見解は、アウグストはアウクスブルク宗教平和の成果を維持するために、ハプスブルク家皇帝の帝国政策に迎合し過ぎたため、外交政策の選択肢をほとんど活用できなかったというものである⁽⁸⁶⁾。

すなわち、前任者の兄モーリッツとは対照的に、彼は軍事的な才覚や戦場での断固とした勇気を欠いていた。また帝国の情勢を主導するという強い意志も、ヨーロッパの政治の舞台に身を投じる意欲と同様に、ほとんど見られなかった。ファルツと異なり、より積極的な宗教政策や外交政策を拒否したザクセンは、モーリッツの時代に獲得した帝国および宗教政治における指導的役割を失った。アウグストのもとでは消極的な傾向のある控え目で慎重な政策決定が行われたため、ザクセンは誰とも仲たがいたくないという理由で、両陣営の間を揺れ動くことさえしたと評された⁽⁸⁷⁾。

しかしながら、最近発表された伝記では、アウグストはアウクスブルク和約から三十年戦争までの間の平和に貢献した代表的人物であると考えられている⁽⁸⁸⁾。

アウグストの即位した1553年から1564年までの時期は、ザクセンはフェルディナント1世の協力者として行動していた。帝国議会の記録をみても、アウクスブルク宗教平和の確認と引き換えに、軍資金の提供に応じ、それも十分な額を提供するようにしていた⁽⁸⁹⁾。

フェルディナント1世は、オスマン帝国の脅威に対し限られた財源しか持たなかったため、帝国諸侯の支援に頼らざるを得ず、融和策以外に選択肢はなかった。そのため、宗教平和を自らをも拘束する法として示し、そのことを信用させることができた⁽⁹⁰⁾。1556年5月4日、選定侯アウグストとのライトメリッツでの個人会談で、「和解が成立しようがしまいが」⁽⁹¹⁾、無条件で宗教和約を遵守すると約束したことは、この二人の間に安定した友好関係が結ばれる基礎となった。そしてこの私的会合での合意が審議にも反映され、最終的に議会議決におけるアウクスブルク宗教平和の期限条件を変更することになった。

ザクセン選定侯のこうした姿勢は、モーリッツがシュマルカルデン戦争で果たした功績により、皇帝カール5世から与えられたアルベルト家ザクセンの選定侯位を、奪回を謀るエルネスト家から確保するという目的によって特徴づけられている⁽⁹²⁾。

次の皇帝マクシミリアン2世とザクセン選定侯アウグストとの関係も、協力関係で特徴づけられている。両者はともに登位する以前から交流があり、マクシミリアンは継承権と自らの信仰と

(86) M. Ritter, *Deutsche Geschichte*, Bd.1, S.122f.

(87) R.Kötzsche, H.Kretschmar, *Sächsische Geschichte*, Dresden, 1935.

(88) J. Bruning, August, Kurfürst von Sachsen, in: *Sächsische Biografie*, Online-Ausgabe: [https://saebi.isgv.de/biografie/August_Kurf%C3%BCrst_von_Sachsen_\(1526-1586\)](https://saebi.isgv.de/biografie/August_Kurf%C3%BCrst_von_Sachsen_(1526-1586)), (2024, 8, 18).

(89) G. Wartenberg, Der Augsburger Religionsfrieden, ein Ergebnis kursächsischer Politik?, in: *Der Augsburger Religionsfrieden; seine Rezeption in den Territorien des Reiches*, Leipzig, 2006, S.69f.

(90) Gotthard, *Augsburger Religionsfrieden*, S.45f.

(91) G.Wolf, *Zur Geschichte der deutschen Protestanten 1555 - 1559*, Seehagen, 1888, S. 226.

(92) E. Laubach, *Ferdinand I. als Kaiser*, Münster, 2001, S.101f., A.Kohler, *Ferdinand I. 1503-1564*, München, 2003.

の軋轢の中でアウグストにも相談を持ちかけていた仲であった⁽⁹³⁾。これが明白になるのがグルンバハ事件であった。

これは帝国騎士グルンバハたちが領地争いからヴェルツブルク司教と争い、57年に司教を暗殺したことがきっかけである。エルネスト家ザクセン公ヨハン・フリードリヒは彼を庇護し、騎士たちを支援して選定侯位の回復を狙った。さらに騎士たちはカトリックの有力者であるバイエルン公の追放、聖界選定侯3人への攻撃も計画した⁽⁹⁴⁾。グルンバハは皇帝が諸侯に対抗するために自分たちを支援してくれることを期待して皇帝に控訴したが、議会で皇帝マクシミリアンはグルンバハの処分をザクセン選定侯アウグストに委ねた。1567年にアウグストは騎士らの蜂起を警戒しただけでなく、ヨハン・フリードリヒの策謀を警戒して彼を処刑し、ヨハン・フリードリヒは統治権を失った⁽⁹⁵⁾。グルンバハの処刑により事件が終結し、同時にエルネスト家の選定侯位復帰の主張も退けられたことで、これがアルベルト家ザクセンのアウグストにとって帝国政策における頂点と見なされている⁽⁹⁶⁾。

しかし、1574年の「隠れカルヴァン派迫害 Kryptocalvinistenverfolgung」の過程で、皇帝との友好関係が冷却化した。アウグストが、ルターの協力者であったフィリップ・メランヒトンを支持するグループ、いわゆるフィリップ派を「隠れカルヴァン派」と非難し、ドレスデン宮廷にいた自分の側近を含むフィリップ派を追放したという事件である⁽⁹⁷⁾。

メランヒトンはカトリックに融和的な姿勢をとっていたことから、カトリックとアウクスブルク信条派との協調を求めていたマクシミリアン2世にとって有益な手がかりとなりえた。そのフィリップ派を追放し、厳正ルター派の立場をとることは、皇帝にとって自らの努力を台無しにするものだったわけである。

ただし、ブルーニングは、当時の多くの統治者と同様に、アウグスト選定侯も信仰に関する事柄について特に明確な知識を持っておらず、それらを「神学の口論」として軽侮していたことから、選定侯の「隠れカルヴァン派」に対する嫌疑は神学上の理由ではなく、ドレスデン宮廷に影響力を強めていたフィリップ派勢力を、完全にではなくとも弱体化するための手段、つまり宮廷政治の措置だったと推測している⁽⁹⁸⁾。

そして、1574年のこのカトリックに融和的なフィリップ派の粛清により、ザクセンの帝国政策が転換したわけでもなかった。フィリップ派を「隠れカルヴァン派」と称したように、カルヴァ

(93) 拙稿「皇帝マクシミリアンの2世の信仰と宗教政策」『京都府立大学学術報告・人文』75、2023参照。

(94) Haus-, Hof-, Staatsarchiv Wien(HHStA), Staatenabteilung Bavarica, fasc.3, M.Koch, *Quellen zur Geschichte des Kaisers Maximilian II*, Leipzig, S.42-35.

(95) V. Press, Wilhelm von Grumbach und die deutsche Adelskrise der 1560er Jahre, in, *Blätter für deutsche Landesgeschichte*, 113, 1977, S.408-416.

(96) Press, op.cit., S.383-421.

(97) E. Koch, Der kursächsische Philippismus und seine Krise in den 1560er und 1570er Jahren, in, H.Schilling(Hg.), *Die reformierte Konfessionalisierung in Deutschland*, Gütersloher, 1986, S.60-77.

(98) J. Bruning, Die Augsburger Religionsfrieden und die Reichsstände Kursachsen und Kurbrandenburg, in, SVRG, S.202-3.

ン主義に対しても強い反対の立場をとるようになったが、これは皇帝マクシミリアンも追及していた課題であった。

結果として、アウクスブルク宗教平和体制にとって最大の危険要因はカルヴァン主義をとるファルツであると見なされるようになり、アウクスブルク信条派にとってカトリックの帝国諸身分の方がより信頼できるパートナーと見なされるようになった⁽⁹⁹⁾。

アウクスブルク宗教平和の維持、ひいては帝国の平和維持という政策、すなわち宗教問題よりも政治的利益を優先するという政策は、選定侯アウグストの治世の終わりまで一貫して維持されていたが、これには対外政策も関わっている。

フランスのユグノー戦争（1562年～1598年）とネーデルラントの独立戦争（1568年～1648年）について、ザクセン選定侯は自ら派遣した使節を通じてその情報を入手していた⁽¹⁰⁰⁾。しかし、1572年の「サン・バルテルミの虐殺」の後、ユグノー支援を主張するファルツとは対照的に、アウグストはブランデンブルクや大多数のアウクスブルク信条派諸侯とともにこれらの宗教紛争に介入することを繰り返し拒否し⁽¹⁰¹⁾、帝国の宗教平和を脅かすような事態を招来しないようにしようとした⁽¹⁰²⁾。

1573年以降、他国のプロテスタントを支援しないことで外交政策が平和安定路線をとることになったのに続き、1574年には前述のフィリップ派が排除されて厳正ルター派路線が打ち出され⁽¹⁰³⁾、ザクセン選定侯の国内および宗派政策が一貫したものとなった。これがザクセンの指導的役割をより明確に認めさせることになった。

マクシミリアン2世が没した1576年からアウグストが亡くなる1586年までのザクセン選定侯の帝国政策は、皇帝ルドルフ2世の治世初期に帝国を安定させる同盟で主導的な役割を果たした。この時期のザクセン選定侯の重要性は、1580年代初頭イタリア人の帝国からの報告書から読み取れる。そこには、使節団の印象として、皇帝は特権を付与するだけで、アウグストこそが帝国の真の支配者、摂政 Regent であると記録されている⁽¹⁰⁴⁾。

たしかに、ルドルフ2世は、即位当初は父マクシミリアンの平和と融和の政策をそのまま引き継ぎ、変更を加えなかった。しかし、1580年代の終わり頃から、ルドルフ2世は父や祖父のように両宗派の中立的な調停者として行動をとらなくなり、それに代わって帝国最高法院の判決が明らかにしているように、カトリックの利益を代弁するようになった⁽¹⁰⁵⁾。

(99) Bruning, op.cit, S.202-3.

(100) J. Arndt, *Das Heilige Römische Reich und die Niederlande 1566 bis 1648*, Köln, 1998.

(101) Rabe, *Deutsche Geschichte*, S.537f.

(102) A. Luttenberger, *Kurfürsten, Kaiser und Reich*, Mainz, 1994, S. 307-444.

(103) H. Smolimky, *Albertinisches Sachsen*, in: A.Schindling, W.Ziegler(Hgg.), *Die Territorien des Reichs im Zeitalter der Reformation und der Konfessionalisierung. Land und Konfession 1500-1650*, Bd.2, Der Nordosten, Münster, 1990, S.8-32.

(104) F. von Bezold, *Kaiser Rudolf II. und die heilige Liga*, München, 1885, S.339-384, bes., S.348.

(105) M. Lanzinner, *Das konfessionelle Zeitalter 1555-1618*, Stutegart, 2001, S.179.

以上のように、対抗宗教改革が拡大し、次第に宗派間の対立が激化する傾向にあったにもかかわらず⁽¹⁰⁶⁾、アルベルト家ザクセンは、宗教平和を維持する政策を継続し、宗派間の大きな対立を回避した。そして皇帝との理解を深めることを追求し、オスマンの脅威を撃退するための支援を一貫して提供し続けた⁽¹⁰⁷⁾。

ブルーニングは、1555年のアウクスブルク宗教平和の保持、つまり平和と合意を求める政策の決定的な要因は、ザクセン選定侯と皇帝が主に指導した宗派間の政治的コミュニケーションであった、と述べている。このコミュニケーションは帝国議会や会議など、さまざまなレベルでの個人的な会合だけでなく、書面でも行われた。その政治的コミュニケーションの実施がドレスデンのザクセン宮廷にとって最も重要なことであり、帝国宮廷、マインツ選定侯⁽¹⁰⁸⁾、バイエルン、ヘッセン⁽¹⁰⁹⁾、ヴェルテンベルク、ブランデンブルク選定侯もこれを支持した。しかし、選定侯アウグストの治世晩年の数年間は、バイエルン、マインツ選定侯とのつながりが断たれた、とする⁽¹¹⁰⁾。

ヘッケルも、アウグストが死んだ1586年までのザクセン選定侯の帝国および信仰政策は、共存を目的とした、教義に縛られない、柔軟で目的志向的な、宗派間の協力と防衛的な行動によって特徴づけられた。アウグストの治世の最後の数年間になって、この合理的な政策は、問題を「隠蔽」し「見過す」あるいは「意識的に容認する」ことによって、次第に価値を失っていったと指摘している⁽¹¹¹⁾。

しかし、ザクセン選定侯の膨大な書簡はかなりの部分が未公刊のままであり、今後、検証される必要がある⁽¹¹²⁾。

アルベルト家ザクセン選定侯の政策の目的は、帝国の平和と安定を維持し、それによってエルネスト家から獲得した選定侯の地位を確保すること、そしてこれと関連してエルネスト家領への進出を中心とする領地拡大を計ることにあった。とくに銀鉱山は従来エルネスト家とアルベルト家の共同管理であったので、その完全領有を目指した。その結果、宗教的信条よりも帝国政策が優先されたとまとめることができよう⁽¹¹³⁾。

ここで、ザクセン選定侯領とブランデンブルク選定侯領の財政面の相違を指摘しておこう。選

(106) W. Reinhard, Gegenreformation als Modernisierung?, in, *Archiv für Reformationsgeschichte*, 68, 1977, S.226-252; H. Schilling, Die Konfessionalisierung im Reich, in, *Historische Zeitschrift*, 246, 1988, S.1-45.

(107) W. Schulze, *Reich und Türkengefahr im späten 16. Jahrhundert*, München1978.

(108) Jürgensmeier, op.cit., S.189f.

(109) M. Rudersdorf, Die Augsburger Religionsfrieden und Reichsstände Hessen, Württemberg, Brandenburg-Ansbach und Brandenburg-Kulmbach/Beyreuth, in, SVRG, S.269f.

(110) これには友好関係にあったバイエルン公アルブレヒト5世が1579年に死去したことも影響した。D. Heil, *Die Reichspolitik Bayerns unter der Regierung Herzog Albrechts V. (1550-0579)*, Göttingen, 1998, S.576f.

(111) M. Heckel, *Deutschland im konfessionellen Zeitalter*, Göttingen, 1983, S.37 und 44.

(112) A. Gotthard, Der deutsche Konfessionskrieg seit 1619, in: *Historisches Jahrbuch* 122 (2002), S. 141-172.

(113) Bruning, op.cit., S.206.

定侯アウグストは、先のグルンバハ事件の際、エルネスト家に対する処罰を求めて皇帝に70万ギルダーを提供できた。これに対し、ブランデンブルク選定侯ヨアヒム2世は、1562年にフランクフルトでの選定侯会議に向かう途中、カッセルで旅費を使い果たしていた⁽¹¹⁴⁾。1571年に後を継いだヨアヒム2世は父から250万ギルダーの借金を引き継いだ。同じ年に分家のブランデンブルク＝キュストリン辺境伯領をブランデンブルク選定侯領に編入して財政状況は改善したが、財政規模は依然として非常に限られていた⁽¹¹⁵⁾。一方、ザクセン選定侯は鉱山資源のおかげで帝国領邦の中で「大富豪」とみなされていた⁽¹¹⁶⁾。このような財政の相違は、当然、軍事力に直結した。したがって、政治的発言力にも差が出たことは念頭に置いておく必要がある⁽¹¹⁷⁾。

ブランデンブルク選定侯ヨアヒム2世も宗教平和の強力な支持者であったが、ザクセンとは異なり、その領地では1540年代の終わりまで宗教的には中立の立場を維持していた⁽¹¹⁸⁾。しかし1552年の諸侯の反乱以降、ブランデンブルクはザクセン選定侯領の帝国政策に接近しつつあった。そしてブルーニングによれば、ブランデンブルク・プロイセンはアルベルト家ザクセンの政策に従属し、特に1571年より統治していたブランデンブルク選定侯ヨハン・ゲオルクは、信仰の現状を脅かすような攻撃的な政策に強く反対していたため、この点においてほぼ無条件でザクセンを支援した。この時期におけるブランデンブルク選定侯、特にヨハン・ゲオルクは、ほぼ半世紀にわたって帝国政策では隣国ザクセンに倣い、独自の外交および帝国政策を展開することはほとんどなかった、ヨハン・ゲオルクはザクセン選定侯の判断に頼っていた、と述べている⁽¹¹⁹⁾。

また、当時、ファルツ選定侯宮廷の書簡では、この両選定侯を指して「アウクトリタス *Auctoritas*」と「パクス *Pax*」と記されていた⁽¹²⁰⁾。「アウクトリタスすなわち模範、重要性、声望、影響力」はザクセンを指し、「パクス、平和」という用語はブランデンブルクを指すもので、おそらく後者がドレスデン宮廷よりも平和と安寧を好むことを示していたとされている⁽¹²¹⁾。こうしたことから、帝国北東部のこの2つの選定侯領は、他の帝国諸侯からもひとまとまりとみなされていたと論じられた。

上記のような通説的理解から、ブランデンブルクの帝国政治に関する近年の研究が少ないこともこうした事情が働いていることが推測される。

(114) *Quellen zur brendenburgischen*, S.XXV, W. Neugebauer, *Die Hohenzollern*, Kohlhammer, 2002, S.94.

(115) Bruning, op.cit., S.200-201.

(116) U. Schirmer, *Kursächsische Staatsfinanzen (1456-1656)*, Suttgart, 2006.

(117) たとえば1566年の帝国議会で対トルコ戦争支援の協議に際し、ザクセンはクレーフエ公に次ぐ騎兵65、歩兵301分の負担に対し、ブランデンブルクは騎兵60、歩兵277分である。これはあくまで単位化された負担で、財政の実際は反映していないが、信用度を反映していたと推定できる。RTA *Der Reichstag 1566*, München, 2002, S.938f.

(118) A. Luttenberger, *Glaubenseinheit und Reichsfriede*, Göttingen, 1982, S.57-90.

(119) Bruning, *Kursachsen und Kurbrandenburg* S.194-5, Neugebauer, Hohenzollern, S.99.

(120) *Briefe des Pfalzgrafen Johann Casimir mit verwandten Schrifrücken*, hrsg. v. F.von Bezold, München, Bd.3, 1903, S.265.

(121) Bruning, *Kursachsen und Kurbrandenburg* S.194-5.

しかし、1556年の帝国議会でブランデンブルク選定侯はザクセンに同意と述べるが、しかし、後で見ると宗教平和の保証無しには対トルコ戦支援の協議に参加しないとして、ザクセンと違って対外戦争への資金提供と宗教平和の保証を取り引きしようとしていた。また58年には信仰討論によってでは「信仰和解を」達成できないということならば、神が他のキリストにかなう和解をもたらされるまで、他のふさわしい時に回すべきである、と先送りを提案した。いずれもザクセンの主張との相違が認められる。したがって、ブランデンブルクが独自の外交や帝国政策を全く展開しなかったとは考えにくい。ブランデンブルク選定侯の帝国政策も、今後、さらに検討される必要があるといえよう。

(2) ファルツ選定侯の宗教政策

ザクセン選定侯からカルヴァン主義の擁護者とみなされ、アウクスブルク宗教平和の敵と目されていたファルツは、1555年の時点ではカトリックに属していた。選定侯フリードリヒ2世（位1544~1556年）は1547年に宗教改革の試みを断念し、カール5世の暫定協定に従っていたからである⁽¹²²⁾。しかし、諸侯の反乱とパッサウ協約の後、フリードリヒ2世は1553年にハイデルベルクでプロテスタントの礼拝を許可し、教会規則の起草を委託することで、宗教改革の再導入を試みた。そしてフリードリヒは1555年の帝国議会使節に宛てた指示の中で、早くも「彼ら〔臣民〕がこの理由により良心の自由を享受できるように」臣民も含む信仰の自由選択権を求めるよう記していた⁽¹²³⁾。

継承者であるファルツ＝ノイブルク家のオットー・ハインリヒは、さらに改革に踏み込んだ。彼にとって、プロテスタント信仰のみが自由選択権の対象とされるものだった。なぜなら、プロテスタント信仰のみが「キリストとキリストの言葉に基づいている」からである⁽¹²⁴⁾。彼は1556年4月16日付の命令でカトリック式のミサと一種陪餐 communion sub una の禁止を命じた。そして教会法が制定されるまで当面は、純粋な福音の説教、ドイツ語による詩篇歌、公開の告解、二種の聖餐式が標準とされることとなった⁽¹²⁵⁾。

しかし、1556年末の教会巡察報告は、ファルツ領の教会が混乱していたことを示している。例えば、ハイデルベルクの教会については次のように記録されている。「一部の例外を除き、ほぼすべての聖職者はカトリックか、さもなければ無能で無学な人々である。彼らはローマ教皇と福音派の間で2度も寝返りを打つなど、その不誠実さによって教会と信者たちをひどく混乱させており、また、そうした不誠実さを罪とも考えず、むしろ正しい行動を取ったと信じている者も

(122) RTA, Bd.19, Der Reichstag zu Augsburg 1550/51, München, 2005, S. 199, Luttenberger, Glaubenseinheit, S.506-521.

(123) Wolf, Religionsfriede, S.59, 79, 82.

(124) Wolf, Religionsfriede, S.32, *Briefwechsel des Herzogs Christoph von Württemberg*, hrsg. v. V. Ernst, Bd. 3, Stuttgart 1902, S.57, Anm.3.

(125) *Die evangelischen Kirchenordnungen des XVI. Jahrhunderts*, Bd.14, hrsg. v. J. Goeters, Tübingen, 1969, S. 111-113.

数多くいる⁽¹²⁶⁾。」

1556年/57年の帝国議会において、彼は選定侯として、すべての身分と臣民に「信仰する、しないに関わらず」信仰告白の選択肢を与えるよう要求した。オットー・ハインリヒは他のプロテスタントの帝国諸侯に「隣人の神の国への道を妨げたくはない⁽¹²⁷⁾」と伝えていた。1559年2月にオットー・ハインリヒが死去するまで、ファルツはルター派の影響下にあり、アウクスブルク宗教平和の枠組みに留まっていた。ただし、臣民の「自由選択権」を認めるよう要求し続けたことでは、ザクセンなどよりも急進的であった。

オットー・ハインリヒの後継者である選定侯フリードリヒ3世（在位1559年-1576年）は継承以降、ツヴィングリ派やカルヴァン派を幫助しているのではないかと疑われた。

フリードリヒ3世も、プロテスタントに改宗することのみを認める一方的な自由選択権を要求させた⁽¹²⁸⁾。そしてファルツは、聖職者留保を認めることは自分たちの信仰に対する自己否定であると思なし、その廃止を要求したが、皇帝やカトリックの反発を回避するために「教会領は世俗化しない」と約束した⁽¹²⁹⁾。

1563年に新しい教会秩序とハイデルベルク信仰問答が導入されたことで、ファルツのカルヴァン派の性格が明確になった⁽¹³⁰⁾。しかし、フリードリヒ3世の政策は、アウクスブルク信条派と見なされ、宗教平和の保護下にとどまることを目的としていた。ルター派の帝国諸侯との教義上の相違、特に聖餐式の理解の相違については口頭のみには抑えられた。しかし、それでもなお、ファルツが帝国およびプロテスタント陣営内で完全に孤立してしまうという危険性がつきまっていた。

フリードリヒ3世は、一方では宗教平和の傘下での恩恵を求めてアウクスブルク信条派と見なされることを主張し、他方でアウクスブルク信条とルター派神学が真の改革と一致していないと批判した。これに対し、ルター派の帝国諸侯は、ファルツのプロテスタント正統性を繰り返し疑問視し、特にヴェルテンベルク公とファルツ家の傍系であるツヴァイブリュッケン家、そして後にノイブルク家も積極的に批判した。しかし、カルヴァン派が自派排除の基準として利用されることを恐れたルター派が作成した『和協信条 Konkordienformel』はルター派帝国諸侯の中からも署名を拒否する者が出たため、ファルツは排除されることはなかった⁽¹³¹⁾。

フリードリヒを継いだルートヴィヒ6世（在位1576-83）は、オットー・ハインリヒの教会規定を修正した上で復活させ、教会は再ルター派化された。ファルツがカトリックからルター派に変

(126) Wolgast, Kurpfalz, geistliche Fürstentümer, S.214.

(127) G. Wolf, *Zur Geschichte der deutschen Protestanten 1555-1559*, Berlin 1888, S. 238, M. Lanzinner, *Friedenssicherung und politische Einheit des Reiches unter Kaiser Maximilian II. (1564-1576)*, Göttingen 1993, S. 226-230.

(128) RTA-1558/1559, S.269 Anm.62, S.2115f.

(129) RTA-1558/1559, S.1503-1509.

(130) Die evangelischen Kirchenordnungen, S.111-113.

(131) Bruning, Kursachsen und Kurbrandenburg, S.216.

わり、そしてカルヴァン主義に転じた時に大きな混乱は伝えられていないが、この再ルター派化の際には人の移動が起こっている。特に住民が隣接するカルヴァン派領である、弟ヨハン・カジミールのファルツ＝ラウテルン領へ移住することが問題となり、禁止されている⁽¹³²⁾。また、ルター派に改宗した数人の聖職者を除き、牧師と教師が追放された⁽¹³³⁾。

そして1583年のルートヴィヒ6世の死後、再び逆の事態が発生した。後継者フリードリヒ4世が幼少だったため、カルヴァン派のヨハン・カジミール(1583-92)が摂政となった。彼は当初、カルヴァン派信条を明確に信奉しつつも、ルター派にも開かれたプロテスタントの一形態を实践しようとした⁽¹³⁴⁾。しかし両派の非妥協姿勢により失敗した。その結果、聖職者や教師のほとんどが再び解雇された⁽¹³⁵⁾。

その後、1575年の選定侯会議と1576年の帝国議会でも、ファルツ選定侯による臣民も含める自由選択権と統治者における聖職者留保の廃止要求は常に一貫していた。

アウクスブルク宗教和議に関して、ファルツのもう一つの政策はオスマン帝国との戦いに対する軍事費援助をプロテスタントの諸要求を実現するための政治的手段として利用しようとしたことである⁽¹³⁶⁾。トルコとの戦争は帝国の責任ではなく、ハプスブルク家の利益のために戦われている。したがって、皇帝は国民の団結を求めるのではなく、自発的に与えられる支援の見返りとして自らも譲歩しなければならない⁽¹³⁷⁾。この主張も軍事費支援が問題となるたびに一貫して繰り返された。とくにフルダ、マインツ、ヴェルツブルクで積極的な対抗宗教改革が始まると、これに対抗して1582年アウクスブルクで開催された帝国議会に相当する帝国集会では高位聖職者として選出されたプロテスタントも帝国領主として承認されるよう要求した⁽¹³⁸⁾。この1582年の帝国集会では、議題はまず対トルコ戦支援であり、軍事費負担関係が中心であって、信仰問題もアウクスブルク宗教平和の条項に関わる問題もあがっていなかった⁽¹³⁹⁾。しかし、この軍事費負担を要求実現のための取引にしたのである。

以上のように、ファルツ選定侯は、代替わりに信奉する信条が変更されても、アウクスブルク宗教平和に関して一貫した政策をとっていたことが認められる。まず、1555年以降、他のプロテスタント諸侯と同様に、ファルツもその恩恵を受けていたため、1563年の信仰告白の変更後も、引き続き口頭および論争の両面でアウクスブルク信条派として認められるよう努力を払って

(132) Die evangelischen Kirchenordnungen, S. 60-71.

(133) Wolgast, Konfession, S. 76f.

(134) Die evangelischen Kirchenordnungen, S. 510-515.

(135) Wolgast, Konfession, S. 82-85.

(136) Schulze, Reich und Türkengefahr, S. 131-155.

(137) *Briefe Friedrich des Frommen, Kurfürsten von der Pfalz*, hrsg. v. A. Kluckhohn, Braunschweig, 1868, Bd.2, S.1002-1004.

(138) RTA Reichsversammlung 1582, München, 2007, S.1119f.

(139) RTA-1582, Nr.1, S.227.

た。その一方で、1556年以降、宗教平和を「さらに強化し改善⁽¹⁴⁰⁾」するために臣民の自由選択権や聖職者留保の廃止・免除など積極的な宗教改革政策を推進した。そのためにはルター派批判や対トルコ戦支援を取引材料にすることも厭わなかったとまとめられよう。

新旧両派の選定侯を中心に、アウクスブルク宗教和議がどのようにとらえられ、受け入れられ、あるいは利用されたのか、その状況を確認してきた。それぞれ政治的理由や神学的要因が宗教平和を保持させていたが、帝国議会での交渉をみると、さらに大きな枠組みがみえてきそうである。次に帝国議会の記録から、アウクスブルク宗教平和の定着家庭を考察してみよう。

Ⅲ 帝国議会における宗教平和の取り扱い

(1) 1556年のレーゲンスブルク帝国議会

1556年のレーゲンスブルク帝国議会は、1555年のアウクスブルク帝国議会議決において開催を予告されていたが、実際には開催が遅れて7月13日に始まった。そして翌年3月16日まで続き、16世紀の帝国議会としては1547年の帝国議会に次いで長期にわたった。この議会では、主にフェルディナントの意向により信仰問題の解決を宗教討論会によって図ることとし、新旧両派は和解の如何に関わらず宗教平和を維持することで合意した。

まず、前提として1555年アウクスブルク帝国議会議決のなかの「アウクスブルク宗教平和」の内容を改めて確認しておこう。まず、宗教平和の出発点はパッサウであった。1552年諸侯の反乱により敗走したカール5世はプロテスタントとの和解交渉をフェルディナントに委ね、その結果「皇帝陛下も朕（国王）も、神聖帝国の選定侯、諸侯および諸身分も、アウクスブルク信仰告白につらなる諸身分を、その信仰ゆえに武力行為やその他の方法で、その良心と意志に反して（その宗教と信仰から、が省略）圧迫されたり…勅令やなんらかの他の方途で悩まされたり、追放刑に処せられることなく、自らの宗教と信仰に平穏に平和に留りうる。」「おおよそ半年内に帝国議会を開催し、そこにおいて神聖帝国の選定侯と諸侯、諸身分とさらに和解すべきこと。すなわち、もう一度、〔キリスト教会〕全体の公会議あるいは国民の公会議あるいは信仰討論あるいは帝国全体の集会の方法によって、分裂している信仰と信仰に関する問題を討議し、和解し解決する⁽¹⁴¹⁾」と次の「帝国議会まで」という条件付きで新旧両派が宗教のために交戦しないことを約した「パッサウ協約」が結ばれた⁽¹⁴²⁾。

1554年6月その次の帝国議会の主導も、カールはフェルディナントに委任した。フェルディナントは帝国議会の中心課題をラント平和と信仰統一に設定し、その和解方策として信仰討論を選び、帝国議会の準備段階において信仰討論会を通知した。しかし、全体公会議を信仰問題の唯

(140) Briefe Friedrich des Frommen, Bd.1, S. 355.

(141) V. Drecol, *Der Passauer Vertrag (1552)*, Berlin, 2000, S.149-150, RTA, Der Reichstag zu Augsburg 1555, Oldenbourg, 2009, Tl.1, Nr. 2, S.120f.

(142) 拙稿「信仰か平和か ―パッサウの交渉とアウクスブルク宗教和議―」服部良久編『コミュニケーションから読む中近世ヨーロッパ史』ミネルヴァ書房、2020年参照。

一の解決策とする聖界選定侯が一致して反発したため、議題提示の最終段階で信仰討論会に関する条項は削除され、帝国議会議題には信仰問題よりも先に帝国ラント平和の交渉を行うことで合意した。

帝国議会の審議において⁽¹⁴³⁾、プロテスタントは平和と信仰問題解決方法の意見を表明した。注目される意見を紹介すると、ザクセン選定侯アウグストは、新旧両派双方とも教義で明確に対立しているため和解は困難で、唯一可能なのは、それぞれの諸身分が自らの信仰に留まることを認められるであると述べた。しかし、平和が形成される以前に信仰討論会が行われる場合にはルター派の「アウクスブルク信条」を討論の基盤とすることが認められねばならないとした。また、ヴェルテンベルク公は、信仰和解の最良の方法は「全体の、自由でキリストにかなう、合同で同等の公会議であり、あるいはドイツでの国民集会」だが、次善の策として信仰討論会を推挙する。その形式として、双方が6名の神学者を出し、成果は帝国議会によって確定する。討論が成果を上げず、帝国議会も一致に至らない場合には、宗教平和が締結されるべきであるとした⁽¹⁴⁴⁾。これらの主張が繰り返された。

フェルディナントは、議決を出さずに帝国議会を解散し、新たな帝国議会を招集して信仰問題の新たな解決策の機会としようとしたが、新旧両派はともに信仰における全面平和を要請し、9月25日に議決が朗読され、宗教平和が布告された。その内容は既に邦訳も含めて詳しく検討されているので⁽¹⁴⁵⁾、ここではこの議決の条件について確認しておく。

まず、帝国議会議決の前文で、帝国ラント平和の保持を確認し、前提として「われわれの聖なるキリストの信仰、ならびに儀式と教会の慣行に関する主な条項と事項についての簡条書が重要で広範囲におよぶものであり、それによるこの該当の条項の最終的な和解が、近々には見だし得ないであろうことから」、諸身分とその使節から「余（フェルディナント1世）にこの信仰の簡条書を別の適切な時にまとめる」ことが伝えられた⁽¹⁴⁶⁾。

次に宗教平和の法的効力の条件を第12条から見ておこう。ここでは「宗教と信仰の問題のキリストにかなない、友好的にして最終的な和解のときまでこの平和を常時、確固、不動に維持し、これに誠実に従う」とあり、また「そのような和解が、全体公会議ないし国民の集会あるいは信仰討論会や帝国議会の諸交渉によって達成されないかぎり、この平和は、そのすべての項目と条項にわたって、宗教と信仰の問題の最終的な和解のときまで、有効でありつづけるべきである。そしてまたそれゆえに、ここに記した方法によって、さもなければ他のあらゆる方法によって、確固たる、辛抱強い、持続し、無条件で永続する平和が確立され、樹立されねばならない⁽¹⁴⁷⁾」。

(143) *Briefe und Akten zur Geschichte des 16. Jahrhunderts mit besonderer Rücksicht auf Bayerns Fürstenhaus*, hrsg. v. A.Druffel, München, Bd.3, 1873, S.95.

(144) *Ibid.*, S.62f., S.67.

(145) 永田前掲書、第4章、補章を参照。

(146) RTA-1555, Nr.390, S.3106-7.

(147) RTA-1555, Nr.390, S.3112. 原文見出〔25〕。永田前掲書の邦訳314頁以下、参照。

全体公会議などでの交渉による「最終的な和解のときまで」という期限付きの暫定規定となっていることを確認しておこう。

さらに、この宗教平和の第6条が高位聖職者の領邦がアウクスブルク信条派となることを禁止し、教会はその領邦と資産を保全する前述の「聖職者留保」である。これに対するプロテスタントの反発から付帯文書「フェルディナントの宣言」も作成された⁽¹⁴⁸⁾。さらに11条は宗教上の理由による領民の移住の制限、15条は他の諸決定・法令に対するこの宗教平和の優位、16条はこの平和の条項改変不可と条項の遵守義務を課している。

この宗教平和が「宗教改革の帰結」とされるのであるが、この条項には対立する内容も含まれていた。だが、それよりも信仰問題の解決が優先され、公会議などによる最終的な和解までの暫定規定でしかなかったことは先にも述べた。この点は従来、通説や多くの研究では見落とされてきた。しかし、決してこの時点で議決が最終決定となったわけでも、認められたわけでもなかった。

したがってフェルディナントは、議決に記されたように次の帝国議会で信仰対立の解消に取り組もうとした。

当時、皇帝は帝国議会に臨席せず、事前に有力者と協議した検討課題を議題として提案し、選定侯部会や諸侯部会が審議した回答や都市部会の意見を受けて、さらに再提案や意見聴取を繰り返して、調整してまとまった内容を議決とし、公布するという手続きをとった。

1556年6月のレーゲンスブルク帝国議会では信仰分裂の克服が第一議題とされ、次いで対トルコ戦支援、ハンガリーでの反乱問題、そして帝国通貨制度、クライスと平和維持などが提案された⁽¹⁴⁹⁾。これは審議の順番でもあり、討議される時間などにも影響するので、筆頭にあげられた信仰問題が最も重視された。この帝国議会では信仰問題の解決、カトリックとプロテスタントの和解の方策がまず審議されたのである⁽¹⁵⁰⁾。

具体的に信仰問題について「(先の)アウクスブルク帝国議会議決でいかに争われている宗教と信仰の事項についてキリストにかなう和解を現実にもたらすようにもたらす…方法と規範について協議し和解をもたらすべきか、協議する」ように参加した諸侯、使節らは求められた⁽¹⁵¹⁾。

フェルディナントは信仰和解に向けて主要な神学の討議に入ることを提案したにもかかわらず⁽¹⁵²⁾、諸侯たちが派遣した使節に当てた指示書の多くは和解形式の確定のみを扱うよう指示していた⁽¹⁵³⁾。

(148) この文書においてフェルディナントは聖界領内のルター派の騎士および諸都市に信仰の自由を保障した。永田前掲書、参照。

(149) RTA-1555, Nr.390, S.3148.

(150) RTA-1556/7, Nr.1 Proposition König Ferdinands I, S.176, Laubach, Ferdinand I, bes.S.162, A. Gotthard, Der Augsburger Religionsfrieden, Münster, 2006, S.58, B. v. Bundschuh, Das Wormser Religionsgespräch von 1557, Münster, 1988, bes.S.149.

(151) RTA-1556/7, Nr.320, S.666.

(152) RTA-1556/7, Nr.428 mit Anm. 4.

(153) RTA-1556/7, S.122.

この帝国議会でのフェルディナント1世の政策、対応については、オスマン帝国の脅威に対して彼が帝国全体、とりわけプロテスタントの軍事・財源での協力を切望し、そのためにプロテスタントに配慮しつつ信仰問題の解決に望んだこと、また公会議が政治状況から開催困難なため、国内で対処できる信仰討論会による和解を目指したこと、新旧両派は和解の如何に関わらず宗教平和を維持することで合意した。以上は、すでにラウバハが明らかにしている⁽¹⁵⁴⁾。

カトリックの世俗諸侯もアウクスブルク信条派諸侯も、全体公会議を求めるカトリック聖界諸侯に反対して信仰討論を招集することは帝国議会には不可能と考えていた。さらに、プロテスタントは信仰討論案に対し、信仰分裂の解決は期待せず、むしろ彼らの善良なる意志を表明することで、その信仰の根拠を宣伝する機会として利用することを意図していた⁽¹⁵⁵⁾。

これに対し、聖界諸侯は全体公会議と教皇庁を念頭に、ドイツ国民での解決策である信仰討論会に反対した。フェルディナントへの配慮から最終的に会議に同意したが、その条件として教皇と公会議の権威を確保することを求めた⁽¹⁵⁶⁾。しかし、彼らも信仰和解については期待していなかった。

従来、両派の駆け引きと妥協が鮮明な信仰和解に関する議決よりも、宗教平和の確認と強化の方が、その後への影響という点でより重要と評価されている⁽¹⁵⁷⁾。つまり、この議決は、1555年の議決についてさらに法的な確認を行ったもので、宗教平和を帝国平和と結びつけ、「今後の信仰問題の交渉に関わらず、その平和の内容の全てについて、常に効力を持ち、永続して維持される」とした⁽¹⁵⁸⁾。この無条件の宗教平和の確認がこの議会の最も重要な成果であったとされているのである⁽¹⁵⁹⁾。

確かに、宗教平和が期限付きでなくなったことは、プロテスタント側にとって大きな勝利であり、また国制史の上でも重要な意義を持つ。しかし、アウクスブルク宗教平和の条文を「より完全にするという理由からであれ」議論の対象とすることを許さないという第16項を無視したか、失念していることになる。法としてどのように認識されていたのかが問われる必要があるだろう。

そこでプロテスタントとカトリック双方の主張をより具体的にみてみよう。ただし、60を越す諸身分の意見全てをここで確認できないので、信仰問題を検討した委員会の議事録から主な主張を確認する。

実際の討議では、信仰問題は9月30日以降、選定侯部会と諸侯部会合同で委員構成された宗教委員会 Religionsausschuss で討議された。まず、プロテスタントがアウクスブルク宗教平和の

(154) Laubach, Ferdinand I. および拙稿「皇帝フェルディナント1世の公会議政策について」『京都府立大学学術報告・人文』72、2020年参照。

(155) RTA-1556/7, Nr.353, 375, 466.

(156) RTA-1556/7, Nr.31, Nr.393-411, 460-461.

(157) Gotthard, Religionsfrieden, S.22-29, 636-651, 653-687, Heckel, Deutschland, S.33-67.

(158) RTA-1556/7, Nr. 577, Reichsabschied, 8.

(159) Lanzinner, Konfessionelles Zeitalter, S.48.

第6項の「聖職者留保」を議決から削除するよう求めて論争となった⁽¹⁶⁰⁾。さらにこれに関わる聖界領邦君主の宗派「自由選択権 freistellung」も議論的となった⁽¹⁶¹⁾。交渉が膠着すると、11月23日には1552年のパッサウ協約と55年のアウクスブルク宗教平和の効力と討論会による解決策とが審議された。新旧両派ともパッサウ協約と宗教平和の保持では一致した。しかし討論会の開催については意見が対立した⁽¹⁶²⁾。

討論会方式が行き詰まったため、信仰問題の解決策として公会議が浮上した。これに関する論議と主張は、1556年12月11日の宗教委員会での各発言が新旧両派の主張を代弁しているところであらう⁽¹⁶³⁾。

プロテスタントのファルツ選定侯の意見は、皇帝・国王も先のアウクスブルクの提案で討論会を最良とされたのに、カトリック聖職者が同意しない。そこで「自由で、キリストにかなう公会議」に訴えることになるが、(自由とは教皇の拘束からの自由であるため)教皇は裁き手になるべきではない。このような公会議が必要であることは皇帝も何度も認められた。教皇は(最初の古代)4大公会議に反する者であり、裁き手「議長」になるべきでない。また、国民公会議も戦争を前にして開催しがたいし、国民公会議に教皇を連れてくるのは構わないが、教皇はわれわれの国民ではない。ファルツは、神の言葉と四つの大公会議と使徒に則り聖書と真の神の信仰を打ち立て、悪弊を廃し、神に反する儀式を廃するため、討論会をよしとする。それはパッサウ協約にも明記されている。ファルツ＝ツヴァイブリュッケンも同意見と陳述した。

ザクセン選定侯の主張は、想起すべきは、パッサウとアウクスブルク帝国議会議決に基づき、全体公会議、国民公会議、討論会、あるいは国民集会により信仰を和解へと導くことである。和解が得られようと得られまいと、それにもかかわらず宗教平和はあらねばならない。この議決は繰り返されねばならない⁽¹⁶⁴⁾。全体公会議が最良と考えられているが、それはつねにキリストの教会が自律して行い、また四つの全体公会議においてなされたものである。それゆえそのようなキリストにかなない自由な公会議に訴える。最初の4大公会議にならう形で行われれば、自由な公会議となる。教皇が臨席することは司教たちの投票が拘束されることになるので、アウクスブルク信条を信奉する仲間(ルター派)は同意しない。たとえ国民公会議でも教皇が上にたつならば同意しないと明言した⁽¹⁶⁵⁾。そして、宗教平和の無条件の確保がすべての交渉の基礎を形成する⁽¹⁶⁶⁾、として、宗教平和の確保と信仰和解の成果とは切り離し、宗教平和のさらなる合法性の確保を主張の中心に置いている。この発言は、前述のようにアウクスブルク宗教平和の「最終的な和解まで」

(160) RTA-1556/7, Nr.15-24, S.216f.

(161) RTA-1556/7, Nr.28-30f, S.246f.

(162) RTA-1556/7, Nr.31, 32, S.258-63. カトリックの反発 RTA-1556/7, Nr.36, S.268f.

(163) RTA-1556/7, Nr.320, S.666-7.

(164) RTA-1556/7, Nr.320, S.668-9.

(165) RTA-1556/7, Nr.320, S.669.

(166) RTA-1556/7, Nr.320, S.668.

という暫定条件を変更するものであり、条文の変更不可とする規定にも反することになる点に注意したい。従来の研究ではこの点に注目するものがないが、これが意図的な暫定条件の廃棄かどうかを史料からは確認できない。

ブランデンブルク選定侯ヨアヒム2世もこれに同調し、最初に信仰和解が達成されようが、されまいが、平和状態と宗教平和に留まるべきであると述べた。そして信仰平和が保証されなければ対トルコ戦支援の協議に参加しないという。ブランデンブルクも、ザクセンの発言と同様に、平和の確保を最優先してアウクスブルク宗教平和の変更不可の条文を無視していることに注目したい。

さらに和解の方策では「自由な公会議」が正しい方策といい、ファルツとザクセンが述べた心配・憂慮はトレント公会議の経験が与えたものだ。国民公会議は戦争のためにすぐには開催され得ない。それゆえ学識のある、神に敬虔な人々を任命する自由な討論会がよい。その開催方法は以前の交渉のものを充てる。

3人の世俗選定侯たちはいずれも討論会による解決か、またはルターが認めてきた方式、初期4大公会議にならう「自由でキリストにかなう公会議」を主張していた。

ブランデンブルク＝アンスバハ辺境伯は、「他のアウクスブルク信条派と同様に討論会の方法に決める。唯一の方策は、神のことばと聖なる神の書物を尊重することである。公会議がいつどのようにされようと気にする必要はなく、討論会にはキリストにかなう学識ある人々が立てられるべきである」と発言した。

ヴェルテンベルク公は、「キリストと使徒の聖なる実践に反することはおぞましい。討論会の道について聞いた理由からは意見を控える」とやや傍観的である。

ヘッセン方伯も、まず宗教平和が挑戦されてはならないと述べ、討論会の道に決めるべきで、それにふさわしい人物を任ずるべきである、とブランデンブルクと同意見であった。

こうした信仰和解の前に宗教平和維持を固執する姿勢は、多くのプロテスタント諸身分が宗教平和の解消のための方策とその成果に懐疑的であったことを示している⁽¹⁶⁷⁾。そのうえで、プロテスタントは信仰問題解決策として、全体公会議や国民公会議は全く拒否するか、繰り返してきた条件、つまり「自由でキリストにかなう、党派に偏らない公会議 ein freies, christliches, unparteiisches Konzil」というカトリックが反発する条件でのみ参加するという立場をとり続けた。ただし、討論開催の条件について、議長は皇帝・国王で異存なかったが、たとえば参加者は学識者で新旧双方同数とか、政治顧問もくわえよとか、プロテスタント内で意見の相違があった。

次にカトリック側の主張をみると、選定侯マインツ大司教はキリストにかなう公会議を望むとし、これこそが最も正当であるとし、そのような公会議が持てないならば、マインツは神が今一度恩寵を与えてくださり、それが持たれることを希望すると述べた。

オーストリアは、正統な方法によって信仰が和解されることほど好ましいことはないが、皇帝・

(167) RTA-1556/7, S.173, Bundschuh, op.cit., S.123.

国王がこれまであらゆる手段と方法を求めたのに、残念ながら何も立てられなかった。どのような方法と手段がよいか、教会に伝えられてきた中では、全体公会議の道より他に有効で正当にふさわしいものはない⁽¹⁶⁸⁾。しかし、近々にそのような全体公会議を開催できないことも認められる。また、国民公会議はその形式も教会において有効でない⁽¹⁶⁹⁾。討論会も多く不満が生じたが、討論会よりも有効な道がないので、諸卿も討論会の道に合意されたい。そしてこの事柄は論争ではなく合意形成の方途で、数において同数の数名の経験で学識ある人々により行われるべきである。その合意は皇帝・国王に、また諸身分にそれにもとづくさらなる交渉を可能にするはずである、という内容である⁽¹⁷⁰⁾。

バイエルンは、帝国集会の道について、帝国でこの問題を扱うのかどう交渉されるのか、知らない。討論会は開催されたが、あまり役に立たず、むしろ多くの不快さをもたらした。再び開催されるとは思わないが、行われるならオーストリアが述べたように考慮する。

ザルツブルク大司教は当時、枢機卿でもあった。彼はこの仕事は全体の、全てのキリスト教世界に関わるので、教会に伝えられてきて、それによっていつも全会一致の合意を得てきたもっとも責任ある方法でなされるべきであり、したがって全体公会議以外に行われる方途はないとした。信仰討論会は地方教会会議と理解しうが、普遍のキリストのわざを考えると、良いものをもたらさない。全体公会議の道が聖界選定侯たちの〔述べる〕ように正しい。国民公会議は大きくなりすぎた異端を排除するには役に立たない。司教団 Pralaten もアウクスブルクと同様に全体公会議の道に決めたと同調した。

投票の結果は、聖界3選定侯とザルツブルク大司教、アウクスブルクおよび司教団の6票は全体公会議に賛成。世俗3選定侯とオーストリア、バイエルン、ファルツ＝ツヴァイブリュッケン、ブランデンブルク＝アンスバハ、ヘッセン、ヴェルテンベルク、ヴェッテラウアーの10票は討論会に賛成した。

以上のように、信仰和解の方途として、トリアー、ケルンといったカトリック聖界諸侯は中世以来の全体公会議による解決を主張し、同時にそれは教皇が主催することが当然とされていた。しかし、公会議における教皇の権限を否定するプロテスタント諸侯、それにカトリックであるが世俗君主であるオーストリアとバイエルンは政治的配慮から信仰討論会を主張した。

とくにオーストリアは、皇帝を代弁して現状では公会議が開催されえないためという前提で討論会を主張している。理由としてフランスやスペイン領ネーデルラントでの紛争などの国際的な要因にくわえて、国王がPASSAU協約、アウクスブルク宗教平和という異端との宥和的な協約を結んだことに教皇パウルス4世が反発しており、公会議開催に教皇の協力を期待できないことも要因である。また、ここでもザクセン、ブランデンブルクが先の宗教平和の条件を外して恒久的

(168) RTA-1556/7, Nr.320, S.670.

(169) RTA-1556/7, Nr.320, S.671.

(170) RTA-1556/7, Nr.320, S.671, 672.

な平和を主張した点に注目しておきたい。

1556年12月13日のプロテスタント諸身分の会合では、国王フェルディナントが学識者、神学者による討論会を提案していることを中心に、どう対応するかを協議した。

ザクセン選定侯は、聖職者留保と宗派の自由選択権についても学識者、神学者による協議に委ねるとし、しかし、それによって皇帝が求める対トルコ戦の支援を拒むのは望ましくないと発言した⁽¹⁷¹⁾。そして、信仰和解の方途とは切り離して、まず宗教平和を確保し、さらに宗教平和を法として確保することを説いている⁽¹⁷²⁾。つまり、ザクセン選定侯はまだ宗教平和が法となっていないと認識していたのである。ヘッセンも宗教平和が崩されてはならないとした。

ファルツ選定侯は、ドイツ国民の信仰の分裂は全体公会議または国民公会議によって平和裏に解決すべきとするが⁽¹⁷³⁾、信仰の和解が達成されようが、されまいが、それだけいっそう宗教平和の制度は更新され、確認されるべきだとして、ザクセン選定侯の意見に同調している。

ブランデンブルク選定侯はザクセンに同意と述べるが、ただし、宗教平和の保証無しには対トルコ戦支援の協議に参加しないと述べた。他の諸侯はザクセン選定侯に同調して支援しようという意見とブランデンブルク選定侯に同調して宗教平和の条件付きとする意見に別れた⁽¹⁷⁴⁾。いずれも宗教平和に固執していることは、多くの諸身分が信仰分裂解消に懐疑的であったことを示している。そして前述したように、軍事費支援を取引材料にするブランデンブルクは必ずしも無条件でザクセンに従っていたわけではないことがわかる。

また、その後1557年3月13日にいたるプロテスタントの一連の会議で、公会議は開催を拒否するか、あるいは教皇排除の条件付きでのみ開催を認めるという意見でまとまった。ただし、討論会の開催場所、参加者、討論の内容などについて意見が分かれた。

全体として、ファルツは聖職者留保の解消、宗派選択の自由、それもプロテスタントのみに有利な内容を目標として、それに向けた条件整備を主張し、宗教改革の積極的な推進を図っているのに対して、ザクセン選定侯はいずれの和解交渉にも成果を期待せず、宗教平和の確保のみを最優先とした⁽¹⁷⁵⁾。

結局、ザクセンが、すでに1555年の時点で聖職者留保に反対したことを強調し、宗教平和を危うくしないようにこの件は抗議文書にして皇帝に伝えるだけでなく、議決に入れるようにすべきだと主張して、意見をまとめた⁽¹⁷⁶⁾。

ラウバハは、プロテスタントは討論会について信仰分裂の解決そのものには期待せず、むしろ彼らの善良なる意志を表明することで、自らの信仰の根拠を宣伝する機会として利用することを

(171) RTA-1556/7, Nr.366, S.816.

(172) Bundschuh, op.cit., S.117-121.

(173) RTA-1556/7, Nr.468, S.1106.

(174) RTA-1556/7, Nr.424, S.908f.

(175) Bundschuh, op.cit., S.126.

(176) RTA-1556/7, Nr.387, S.858.

意図していたと指摘する⁽¹⁷⁷⁾。

しかし、この聖職者留保の解消、宗派選択の自由を議決に入れる論議も、宗教和議の条項を修正・改変する要求であり、先のアウクスブルク宗教和議の条項が軽視され、さらに議決そのものが法として不確定なものであったことを指摘できるであろう。ザクセンは宗教和議の内容が問題を抱えていただけではなく、そもそも議決自体を暫定的なものとしていたこと、いまだ法として確定していないと認識していたことを指摘できる。そうであれば、アウクスブルク宗教和議を宗教改革の帰結として区切りをつけることにも問題が出てくるであろう。

他方、カトリックをみると、1556年12月29日ザルツブルグ大司教を中心にカトリック諸侯が、信仰討論会は聖職者にとって危惧されると主張した。つまり、アウクスブルク信条派が「伝統的な」教会の原則も否定すること、さらに自分たちが裁き手「議長」になることを望んでいること、そして結論の如何に関わらず、自分たちはアウクスブルク信条を信奉し続けるつもりであることを聞かされている。このためザルツブルグは、これを実りのない道と述べたが、他方で公会議は実現されそうになく、その負担は聖職者に委ねられたとも述べている⁽¹⁷⁸⁾。

そして、1557年1月14日の宗教委員会の会議では⁽¹⁷⁹⁾、トリアー選定侯が、国王は投票にて諸身分の多数が討論会に賛成したため、討論会を推進したいと考えている。しかし、討論会は拘束力をもたず、何も決定せず、公会議の準備作業をなしうるだけである。全体公会議の正しい方途はこれ「討論会」によって「決定権を」何も奪われることはない、と論じた。ケルン選定侯も同様に、国王の求める討論会には応じるが、公会議が本来の道であると主張した。

これを受けてザクセン選定侯は、「トリアーとケルンが今、討論会に同意したと聞いた」と言質を取った。「しかし、彼らは討論会が決定すべきではないという条件をつけている。だが、もし討論会で諸点について一致したならば、それは彼らの意見でもあろう。これは討論会によって行われるべきであり、その中で彼らもまた和解するのである。さらに、もし議長や討論参加者について話したいのであれば、それも聞く」と述べた。

ブランデンブルクの意見も、討論会が開催されるべきだという決議を行い、次は討論会の時と人について話す番である。より適切な時期を決定することが重要であると考え、平穏で良い時期が見つかるまでの期間、たとえば秋までを設定するよう表明する。その間は宗教平和が安全保障に十分である⁽¹⁸⁰⁾。

これについて、アウクスブルク司教やザルツブルグ大司教は、戦争なので討論会もやむなしとするが、ただし討論会は何らの決定力も持たない、公会議による決定が正当な方法だとした。フライジング司教は、帝国議会では信仰問題解決をあきらめ、カトリックの信仰に拘るべきである

(177) RTA-1556/7, Nr.353, 375, 466, Bundschuh, op.cit., S.126-9.

(178) RTA-1556/7, Nr.394.

(179) RTA-1556/7, Nr.327.

(180) RTA-1556/7, Nr.455, 458.

と拒み、ドイツ騎士団使節は和解方法を未決定のままだと伝えた。マインツ選定侯は、全体としてカトリック信仰の原則に反しないことであれば許容せざるをえない。ブラウンシュヴァイク公ハインリヒは、まず国民公会議について語り、それをカトリック諸身分の全体にならって変更すればよい。このような意見であった。

カトリックとくに聖界諸侯は、改めて全体公会議を唯一の解決策とし、国民公会議と討論会は排除することを一致して確認したが⁽¹⁸¹⁾、全体公会議はローマを中心とするキリスト教世界全体の参加を前提としているため、当時、フランスとスペインとが武力対立している状況では開催は望めないことをカトリック側も認めた⁽¹⁸²⁾。

また、オーストリアの発言に示されているように、フェルディナントの討論会要請への配慮からカトリックも最終的に討論会に同意したが、その条件として討論会は何らの決定権をもたず、公会議のための準備と位置づけて教皇と公会議の権威を確保することを求めた⁽¹⁸³⁾。つまり、彼らも討論会による信仰和解について期待していなかったわけである。

1557年3月16日に朗読された帝国議会議決は、「信仰の条項は、特別の委員会において、それは二つの信仰の諸身分から同数によって設けられるものとするが、これまでパッサウ〔協約〕と最新のアウクスブルク〔1555年帝国議会〕とで討議され、決定された内容を検討し、交渉することとする。さらに、これまでアウクスブルク〔帝国議会〕にて信仰と世俗の事項において立てられ、宣言された以上に平和を、それはアウクスブルク議決が最終的に保持したものが、再びくり返し、更新する。すなわち、定め、規定し、望むのは、争われている信仰の和解が滞り、あるいは最終的に達成されない場合にも *das im fahl, die vergleichung der strittigen Religion sich etwas verweilen oder entlich nicht getroffen wuerde*、信仰と世俗の事項すべての内容における平和は、上記のアウクスブルク議決において約束されたことすべて、この宗教の取り扱いにより、そこから何らかの権利が剥奪されたり、撤回されたり、取り消されたりすることはない。これらすべては効力を維持し、永遠に維持されるべきであり、また、この宗教に関する提案された処置によって、そのいかなる部分も損なわれたり、撤回されたり、廃止されたりしてはならない⁽¹⁸⁴⁾」と記している。また、この条項は神聖ローマ帝国の他のすべての義務よりも関連性が高く、非常に重要であるため、すべてのキリスト教徒はこれを最も重要なものと考えべきであるとしている。

留意すべきは、アウクスブルクの最近の帝国議会で決定され可決されたキリスト教の信仰に関する条項、つまりアウクスブルク宗教平和だけでなく、パッサウ協約も対象となっていることである。前述のようにプロテスタントを中心にアウクスブルク宗教平和の暫定条件を無効化しよう

(181) RTA-1556/7, Nr.327.

(182) RTA-1556/7, Nr.327, S.692.

(183) RTA-1556/7, Nr.393-411, 460-461.

(184) RTA-1556/7, Nr.577, Der Reichsabschied, S.1900-1.

とした主張が、第 16 項を等閑視して確認しているだけでなく、パッサウも入れることで「和解が得られようと得られまいと、それにもかかわらず宗教平和はあらねばならない」という論拠をより明確にしている。同時にこれはアウクスブルク宗教平和の法的意義が絶対ではなかったことを示していることになる。

この他、対トルコ戦支援は、もともとフェルディナントが信仰問題よりも優先課題として提案したもので、彼は 16 ヶ月分の帝国支援を求めた。諸侯部会はこれを了承したが⁽¹⁸⁵⁾、選定侯部会は 12 ヶ月分に短縮をもとめ、とくにマインツとファルツは最後まで抵抗した⁽¹⁸⁶⁾。しかし、ザクセンの弁護により 16 ヶ月の支援分とさらに実質的なかさ上げを果たした。さらに帝国平和を維持するために、1555 年議決の帝国執行令の確認と帝国クライスによる実施、また帝国の司法制度についてシュパイアーで臨時帝国代表者会議を開いて討議することを記した⁽¹⁸⁷⁾。これらの議決内容もその後の帝国での事件やオスマン帝国との交戦によって、次第に信仰問題よりも重要視されていくことになった。

1556 年から 57 年の帝国議会の結果について、ラウバハは、前述のように、公会議を最良の方法としながら公会議の方式も含めて新旧両派の駆け引きと妥協が鮮明である信仰和解に関する議決よりも、将来への影響という点でより重要であったのは宗教平和の確認と強化であったと評価した。つまり 1555 年の議決に対してさらに法的な確認を行ったもので、宗教平和を帝国平和と結びつけ、今後の信仰問題の交渉に関わらず、その平和の内容の全てについて「常に効力を持ち、永続して維持される」としており、この無条件の宗教平和の確認がこの議会の最も重要な成果であったとした⁽¹⁸⁸⁾。

ラウバハのこのまとめは妥当なものと考えるが、ただし、この議決は、1555 年の議決が平和の条項改変不可と条項の遵守義務を規定しているにもかかわらず、平和の暫定条項を変更していることに注意するべきであろう。そして、次の帝国議会の審議をみると、参照されるのは、このレーゲンスブルクでの議決ではなく、パッサウ協約とアウクスブルク宗教平和なのである。

(2) 1558～9年のアウクスブルク帝国議会

1557 年のレーゲンスブルク帝国議会議決に基づいて、フェルディナントは、1557 年ウォルムスで委員による信仰討論を開催した。討論ではナウムブルク司教プルークが議長を務め、アウクスブルク信条派から神学者メランヒトン、プレントツ、シュネップ、フラキウスらが参加し、カトリックからはグロッパー、ヘルディング、カニシウス、ヴィッツェルらが、また皇帝顧問官で宮廷説教師のジッタールトが参加した。

(185) RTA-1556/7, Nr.475, S.1125.

(186) RTA-1556/7, Nr.Nr.479, 480.

(187) RTA-1556/7, Nr.Nr.517-519.

(188) Laubach, Ferdinand I, S.192f., 195.

しかし、先のザクセン宮廷の政変で触れた、アウクスブルク信条派の中でカトリックに融和的なフィリップ・メラニヒトンの説を支持する「フィリップ派」と、ルター教説を厳格に主張する正統派「厳正ルター派」との対立が表面化し、見解をまとめられなかったため、カトリックは新教派の原罪と義認論に関する基盤である「アウクスブルク信条」に対する疑義を提示できたが、討論は不調に終わった⁽¹⁸⁹⁾。フェルディナントは信仰統一という目標のために新たな方策を次の帝国議会で模索することになった。

こうして開催された1559年のアウクスブルク帝国議会は、フェルディナント1世が皇帝として招集し主催した唯一の帝国議会である。ラウバハは、従来、この帝国議会は二つの宗派の立場がより明確な形を得るに至ったとされきてきたが、新皇帝フェルディナントの目的と意図について包括的に捉えようとする研究はなされてこなかったと指摘している⁽¹⁹⁰⁾。

ここでは、アウクスブルク宗教平和の法的意義を確認するため、このときにフェルディナント1世が皇帝選出にあたり選定侯に約した選挙協約、ならびに先の帝国議会に続く交渉から浮かび上がる帝国議会議決の拘束力に焦点をあてて検討する。

帝国議会の開催は、フェルディナントの皇帝即位がきっかけとなった。1558年9月21日に兄カール5世が逝去し、訃報は11月にフェルディナントに伝えられた。しかし、12月12日教皇パウルス4世はローマ王フェルディナントの皇帝資格は審査される必要があると通告した⁽¹⁹¹⁾。これはフェルディナントがパッサウ協約とアウクスブルク宗教平和を結んだことに対する非難に基づいている⁽¹⁹²⁾。フェルディナント側も教会と教皇権の状況、とくに縁故主義について激しい批判を行ったが⁽¹⁹³⁾、1559年2月14日からフランクフルト・アム・マインで開催された選定侯会議において、皇帝選挙協約の審議に続いて、教皇による皇帝承認妨害の動きに対して彼らの意見を求めた⁽¹⁹⁴⁾。

これを受けて、8月5日ケルン大司教は教皇による対立皇帝擁立に注意を喚起した。ファルツは教皇の権威を否定して、皇帝は教皇と一致する必要なしと進言した。ザクセン選定侯も、教皇はカール5世が自ら辞任したかどうかをとりあげようとしているが、選定侯により正式に皇帝に選定されており、選出について教皇が口を挟むことはできない。もし教皇が皇帝に不当なことをしてきたならば、皇帝はそれに抗議すべきであり、公会議に上訴すべきである。その公会議は神の言葉だけが裁き手とならねばならない、と述べている⁽¹⁹⁵⁾。ザクセン選定侯が、公会議を教皇

(189) Bundschuh, op.cit., bes. S.502f.

(190) Laubach, Ferdinand I, S.317. 前掲拙稿「皇帝フェルディナント1世と公会議について」参照。

(191) Laubach, Ferdinand I, S.317.

(192) RTA Der Frankfurter Kurfurstentag von 1558 und der Augsburger Reichstag von 1559, Göttingen, 1999, Bd.1, S.189.

(193) M.Goldast, *Politische Reichshändel*, Frankfurt a.M., 1614, S.177-8. それ以前6月にも皇帝使節は弁明のため派遣されたが、教皇に受け入れられず追い返されている。Sickel, op.cit., Nr.1, S.2.

(194) Bucholtz, op.cit., S.569, RTA-1558/59, Nr.14, S.366.

(195) RTA-1558/59, Nr.200, S.822-8.

に対する抗議の場、上訴の機関と位置づけている点が刮目される。

同様の進言は皇帝顧問官ザイドも行っている。彼は3月フェルディナント1世に対し、教皇庁からの報告を待ってからであるが、交渉と法によってフェルディナントがローマ王としてカール5世の後継となっていることを主張すべきだとし、それでも教皇が理にかなわぬ廃位を威嚇してきたならば、フェルディナントは先例に倣い「自由でキリストにかなう公会議 *frey christlich Concilium*」に上訴できる⁽¹⁹⁶⁾。どのような状況下でも、教皇に対して懺悔したり撤回したりすべきではない。なぜなら、それは有罪を認めることに等しく、神聖ローマ帝国に計り知れない影響を及ぼすからである。もし皇帝の地位がローマ教皇に委ねられることになれば、選定侯だけでなく、皇帝の地位をめぐるすべての利害関係者が皇帝に対して敵意を抱くことになるだろう。いずれにせよ、この件は皇帝だけでなく、選定侯たちの選挙権と全帝国の公権に関わるので選定侯たちも関わらせるべきだ、と上申している⁽¹⁹⁷⁾。

フェルディナント1世は、みずからの皇帝即位に関し教皇パウルスと対立したが、その対応策として、当時の見解は公会議への上訴を当然としていたことがわかる。これは、3人の教皇が鼎立するという教会大分裂を解決するために1414年皇帝ジギスムントが開催したコンスタンツ公会議において、教皇も公会議にしたがわねばならないという勅令「ハエク・サンクタ」がその後も有識者の間でひろく認識されていたことが要因と推定できる。フェルディナント自身も1540年に公会議は教皇より上にたつと表明しており、この公会議主義が、パウルス4世との公会議をめぐる交渉を複雑にした⁽¹⁹⁸⁾。

フェルディナントは皇帝となるにあたり、その立場を公に説明する必要に迫られた。それに相応しい場は帝国議会であり、開催後直ちに選定侯とこれについて協議した⁽¹⁹⁹⁾。

1558年3月3日に朗読された皇帝フェルディナント1世による議題の提案では⁽²⁰⁰⁾、フランクフルト選定侯会議でフェルディナントが皇帝に選定されたことの報告に続いて、今回も信仰問題が最初に取り上げられた。まず、先のレーゲンスブルク帝国議会議決にもとづき、討論会による信仰和解が試みられたことを報告し、その成果を考慮しつつ信仰の和解と統一をはかるよう求めている。また、諸身分にも皇帝に信仰統一の為の提言を行うことを認めた。

ここでも先の議題と同じく信仰の和解と教会の統一の必要性が強調されており、フェルディナント1世がその克服をなによりも重要な課題としていたことを確認できる。実際、選定侯部会は、審議に入るのに際して、皇帝の議題提案の順に審議することを確認してから最初の信仰問題の討論を始めている⁽²⁰¹⁾。

(196) RTA-1558/59, S.140.

(197) RTA-1558/59, Nr.87, S.551-3, Goldast, op.cit., S.196.

(198) 前掲拙稿「皇帝フェルディナント1世の公会議政策について」

(199) RTA-1558/59, Nr.4, S.310.

(200) RTA-1558/59, Nr.85, S.538-40.

(201) RTA-1558/59, Nr.94, S.559.

そして、1558年3月18日付けで議会に提示されたフェルディナント1世の選挙協約には⁽²⁰²⁾、信仰問題に関する彼の決意表明が読み取れる。それは皇帝の職務としてキリスト教世界とローマの教皇ならびに教会を守護すること、そしてとくに神聖帝国に平和と法と統一を樹立することとする。また自由と古くからの誉むべき伝統にしたがって裁くことというものである⁽²⁰³⁾。

次に、金印勅書、信仰と世俗の事柄における平和⁽²⁰⁴⁾、とくにアウクスブルクで1555年に行われた帝国議会でたてられたそれを受け入れ、布告し、改善され、つねに確保すること、また他の神聖帝国の規定、立法、ならびに1555年にアウクスブルクでたてられた帝国議会議決を確認し更新することを約束している⁽²⁰⁵⁾。ここでも、先の帝国議会議決を再確認すると明言されていることに注意すべきであろう。

審議に入ると、信仰の問題は、まずウォルムス信仰討論の報告の確認と意見交換に手間取り、さらにフランスやスペインの使節とのやりとりなどもあり、信仰和解の方法として討論会と公会議とをとりあげて意見交換がなされたのは5月11日からであった⁽²⁰⁶⁾。やや煩雑になるが、この時の論議も確認しておく。

トリアー大司教は、55年に宗教的平和が確立されたとき、4つの方法が検討され、その中には全体公会議も含まれていた。もし全体公会議が検討されていたら、彼らは自らの君主のために賛成票を投じていた。そして、このことを神聖皇帝に上申し、推進を要請した。

ケルン大司教も、レーゲンスブルクでは公会議が最善ながら、討論会が次善の策として選択された。しかし、そこから有益な成果が何も得られなかったという事実を踏まえ、今後は討論会を継続せず、他の方途を取るべきである。すでに前回の会議でこの案件が議論された際に全体公会議がこれを行うべきであると述べられ、特に最近ではレーゲンスブルクで公会議が和解に向けた次の段階であるとされた。ただし、これはスペインとフランスで行われていた戦争によって妨げられていた。戦争が終結した今こそ期待したい⁽²⁰⁷⁾。

プロテスタント側のファルツ選定侯は依然として信仰討論会を提案した。トレント公会議の閉会⁽²⁰⁸⁾にも討論会の不首尾にもアウクスブルク信条派に咎はなく、アウクスブルク信条派が過ちをなしたとするのならば、信仰討論も公会議もありえない。公会議はキリストにかなない、予断のない形で行われるべきであると述べた。

ザクセン選定侯も、信仰討論はザクセン家も皇帝も推挙した解決策である。キリスト教の和解

(202) RTA-1558/59, Nr.46, Wahlkapitulation Kaiser Ferdinands I, S.442-465.

(203) RTA-1558/59, Nr.46, S.445. なお、フェルディナント1世が第1にあげた皇帝の職務としてキリスト教世界とローマの教皇ならびに教会を保護し守ること、とする主張についてプロテスタント選定侯はその観念に含まれる皇帝の教会の擁護者という観念を否定していた。Laubach, Ferdinand I, S.295.

(204) 1495年の帝国ラント平和令のことを指す。

(205) RTA-1558/59, Nr.46, S.446-8.

(206) RTA-1558/59, Nr.12, S.616.

(207) RTA-1558/59, Nr.128, S.617-8.

(208) 諸侯の反乱による休会のこと。

にこれよりふさわしい方策はない。公会議の方法をとるなら、そのような公会議は自由で安全で予見のなく党派にもよらない方法で行われねばならず、自分たちの意見を聞き入れられねばならない。

ブランデンブルク選定侯は、前の意見を踏まえ、信仰の争いを和解し解決すべきことは諸侯の意向だった。しかし、信仰討論は達成できないということならば、神が他のキリストにかなう和解をもたらされるまで、他のふさわしい時に回すべきである、と先送りを提案した⁽²⁰⁹⁾。

2日後、5月13日の会議では、カトリック選定侯が再び公会議を主張したのに対し⁽²¹⁰⁾、ファルツは、戦争や紛争などから公会議を避け、問題のないドイツで行える討論会を提案した。そしてその間も宗教平和の維持すべきことを主張した。

ザクセンとブランデンブルク選定侯も同様に政治状況を論拠に討論会を支持し、パッサウ協約と1555年のアウクスブルク宗教平和を再度確認し維持することを求めている⁽²¹¹⁾。

プロテスタント選定侯たちが、ウォルムス討論会がルター派内の対立によって失敗したにもかかわらず、あえて討論会を推挙していることは、前述のように実際には和解の可能性をみていなかったとする評価があたっているであろう⁽²¹²⁾。そして、ここでは議決は文章化され、印刷公布されたにもかかわらず、これまでの経過を繰り返し確認する手間をとっているのは、慣習法時代からの伝統である。そのような手続きをとる法観念に注意しておきたい。

その後、一連の意見聴取と審議を経て、5月26日に皇帝から公会議によって解決を図りたいという返答があり⁽²¹³⁾、6月1日の選定侯会議でトリアー、ケルン選定侯は皇帝からの要請に基づいて諸侯は公会議による信仰問題の解決に同意すべきだと述べた⁽²¹⁴⁾。

皇帝とカトリックの意見により公会議は不可避と判断したプロテスタント側は、条件闘争に転じた。その主張をみておくと⁽²¹⁵⁾、ヴォルムス信仰討論の失敗を遺憾に思う。宗教の分裂を是正するために、実りある会議となるよう「普通の、自由な、キリストにかなう、そして党派によらない全体の公会議 ein allgemein, frei, christlich und unpartheisch general concilium」を招集し、その後、互いに和解する方法を定め、順序を定めるべきである。ただし、この和解が不可能な場合にもパッサウ条約とアウクスブルク宗教平和は存続すること、と条件をつけている。

このとき、ファルツ選定侯は、皇帝が公会議を解決策とすることについて、30年前の〔シュパイアー〕帝国議会で公会議と討論会について協議したとき、そこでは神の言葉のみを裁き手とすること、つまりプロテスタントの聖書主義に即した条件を認められたが、和解に至らなかった。

(209) RTA-1558/59, Nr.128, S.618-20.

(210) RTA-1558/59, Nr.130, S.623.

(211) RTA-1558/59, Nr.130, S.623-4.

(212) Laubach, Ferdinand I, S.295.

(213) RTA-1558/59, Nr.521, S.1246-7.

(214) RTA-1558/59, Nr.146, S.664.

(215) RTA-1558/59, Nr.677.

先のレーゲンスブルク帝国議会に基づいて信仰討論会を行ったが、これも和解に役立たなかった。それゆえ、宗教平和は維持されるべきである。また、皇帝が公会議を招集する場合は、公会議は自由で不偏不党でキリストにかなうものでなければならない。さらにドイツ国民の中で開催されるべきで、皇帝が布告すべき、つまり主催すべきである。また、教皇は裁き手ではなく一員であること、旧くからの教徒は教皇の制約と義務から解放されること、公会議決定は法とされること、アウクスブルク信条派に自由通行権が与えられること、教皇が招集したトレントでの公会議は解散され、新たに自由で合同の公会議が招集されること、を求めた。そして、そのような公会議が行われない場合でも、アウクスブルク宗教平和は永続されねばならないと主張した。

ザクセン選定侯も、宗教平和の維持と拡大が必要とし、皇帝が公会議による方途を求めるのにあたり、開催の形式などについて文書にすることを求めた。ブランデンブルク選定侯も同様に公会議は困難であること、開催するのであれば、その方式について周知すること、それがファルツの示したような条件を備えていれば反対はしない、とまとめた⁽²¹⁶⁾。しかし、それらの条件は、いずれもカトリックには受け入れがたい内容であった。

諸侯部会でも同様で、カトリック聖界諸侯は3選定侯と同様に一貫して全体公会議を推奨した。他方、プロテスタントの基本的な姿勢は宗教平和の確認であり、パッサウ協約とアウクスブルクの宗教平和より他に見いださる有効な手段はないとしたうえで、〔カトリック側に受け入れがたい前述のような〕先の条件が認められれば信仰統一の協議をボイコットはしない、であった。

ラウバハは、彼らが1555年にアウクスブルクで決められた宗教平和の表現を神聖不可侵のものとのみなさない立場をとったと論じている。それは彼らが宗教平和を論争の的、疑問のあるものにするを意図したのではなく、帝国代表者会議が改善点や説明を加えるべきものがないか再検討し、改訂することを可能にすべきだという主張であったと紹介している⁽²¹⁷⁾。ラウバハはこの8月頃の記録をたんに紹介しているだけであるが、この文書の内容は、先に指摘したアウクスブルク宗教平和の不改變規定を無視するものであり、ここでもその暫定的な性格、国制として不確定であることを認められるといえよう。

8月19日に朗読された帝国議会議決から信仰問題に関する内容を確認しておこう⁽²¹⁸⁾。

カール5世の退位と1558年フランクフルト・アム・マイン選定侯会議でのフェルディナントへ帝権委譲、その場で取り決められた帝国議会の招集について述べた後、1557年のウォルムス宗教討論の内容を文書と「口頭で」報告したこと、しかし成果を獲得したとはみなされず、したがって、キリストの信仰における分裂を除去するために討論会の方法は採らないこと、信仰和解の交渉はより良い時と機会まで延期することとした。しかし「それゆえにパッサウ協約とそれに続き1555年に決められた宗教平和とラント平和令、帝国の執行令と職掌令が、常に、確固とし

(216) RTA-1558/59, Nr.146, S.665-666.

(217) Haus-, Hof und Staatsarchiv Wien(HHStA), RK RTA 42, fol., 202-205, Laubach, Ferdinand I., S.336-7.

(218) RTA-1558/59, Nr. 806, Der Reichsabschied, S.2007-8.

て維持されるべきである」という内容で、レーゲンスブルク帝国議会議決の規定には言及せず、パッサウ協約と1555年の宗教平和を確認している。

フェルディナント1世は、選挙協約にあるように信仰統一と帝国平和をなによりも自らの責務ととらえていた。もちろん、その背後にはオスマン問題やベーメンはじめ各領地臣民の動向などもあったが、古くからの皇帝の責務に対する彼の自負と責任感が強かったことは間違いない。そして信仰統一の方策として討論会を選んだが、ウォルムスの討論は不首尾に終わったため、統一の方策を当面延期とせざるを得なくなったわけである⁽²¹⁹⁾。

(3) 1566年のアウクスブルク帝国議会

1564年の帝国代表者会議は、カトリックのブラウンシュヴァイク公エーリヒ2世のミュンスター司教に対する財源目当ての攻撃や、帝国騎士グルンバハたちの領地争いからヴェルツブルク司教やその他への攻撃という平和違反への対処のために招集された⁽²²⁰⁾。このため、帝国クライスを中心とする対策や平和維持が協議されたので、信仰問題は議題とならなかった⁽²²¹⁾。しかし、バイエルン公アルブレヒト5世がルター派のオルテンブルク伯ヨアヒムと説教師を追放したことに対してプロテスタントから回復要請が提出され、アウクスブルク宗教平和の違反として彼らに対し宗教平和の回復が勧告されている⁽²²²⁾。これはアウクスブルク宗教平和に基づいて帝国レベルの協議の場へ出された最初の「苦情」として注目される。つまり、宗教平和が帝国の法として用いられた最初の例といえるからである。

バイエルン公とヴェルツブルク司教は、当初、ラント平和同盟の構想に頼ってこうした平和違反に対する救済策を模索していたが⁽²²³⁾、これらの平和違反の解決が難航したことから、1566年に開催されたアウクスブルク帝国議会でも引き続き対応が協議された。

しかし、1566年帝国議会の提案でも⁽²²⁴⁾、最初に信仰問題が記されている。平和と安寧の維持が責務として、帝国の選定侯、諸侯、諸身分が「神聖帝国が分裂した信仰のために1555年の帝国議会において全体の、常に永続する平和を古くからの信仰とアウクスブルク信条を行い信奉する者との両者の間で定めた」ことをもとに、再び皇帝フェルディナント以下帝国の諸身分が怠ることなく信仰の分裂をキリストと神にかなう和解へとなす方策をさぐる、とし、さらに最近レーゲンスブルクで開催された帝国の議会で定められたことに基づき、「上述の宗教平和はつねに効力を持ち、続けられ、保持されるべきである」として、1555年のアウクスブルク宗教平和を改

(219) 前掲拙稿「皇帝フェルディナント1世の公会議政策について」参照。

(220) Laubach, Ferdinand I, S.555f.

(221) RTA Reichsdeputationstag zu Worms, München, 2010, Nr.1564, S.33-35, 43-45.

(222) RTA-1564, Nr.69, S.323.

(223) RTA-1564, Nr.75, 214, 273, 275, Laubach, Ferdinand I, S.559.

(224) RTA Reichstag zu Augsburg, 1566, München, 2002, Bd.1, Nr.3, S.169. 1555年および1559年のラント平和の執行の規定、帝国執行令の改訂である。

めて確認して、効力を持たせようと提案している⁽²²⁵⁾。

この提案でも、アウクスブルク宗教平和の由来を確認し、効力をもたせねばならなかったことが確かめられる。同時に、当時の帝国の議決や法が成文化されても、議会ごとに繰り返し確認し、改変し、有効化せねばならなかったことから、1555年に宗教和議が議決されても最終決定でもなければ、確定したものでもなかったことが肯んぜられる。

また、このときには、ファルツ選定侯フリードリヒ3世がアウクスブルク宗教平和から異端として排除されたカルヴァン派の立場を明確にし始めたことに対し、ルター派の代表を自負するザクセン選定侯アウグストが、この問題にカトリックが介入することを警戒して、ヴェルテンベルク公、ファルツ＝ノイブルク伯と共にフリードリヒをアウクスブルク信条派から除外しようとした。しかし、その後、プロテスタント間で予定された信仰討論は具体化せず、ファルツの立場は黙認されることになった⁽²²⁶⁾。

4月12日のアウクスブルク信条派諸侯の協議から⁽²²⁷⁾、宗教平和に関わる彼らの主張を確認しよう。

ザクセン選定侯は、トレント公会議の決定からカトリックが拘束されることを予測し、信仰は〔その決定から〕自由であるべきだと論じた。

ファルツ選定侯は、「〔聖界君主から迫害を受ける〕臣民のためにいくつかの法令が発布されるべきであり、違反は帝国で非難され、厳しく処罰されるべきであり、外国の有力者にも同様の処置を要請すべきである。そうすれば、彼らもキリスト教徒らしく同様の迫害を控えるだろう。そして、〔正しい〕宗派を思いとどまらせるより良い方法がないのであれば、神の言葉が臣民や領地、また田舎の農民たちに自由に、安全に語られることも許されるべきではない」と主張した。これは臣民にも信仰の「自由選択権」を認めるよう主張したものである。

ファルツ＝ツヴァイブリュッケンは、トレント公会議勅令はキリスト者の教えと意見に反するので入れるべきではない。全体公会議も信仰討論会もうまくいかなかったので、国民公会議を要請すべきだと述べた。オルデンプルクとディンケルスプールは〔臣民の〕自由選択権を主張し、われわれの信仰に入った者は追放されるべきではない。その資産を売却するよう抑圧されるべきではない。ファルツ＝ジンメルンはトレント公会議の箇条書は廃棄されるべきであるといった発言が記録されている。

次に5月4日のカトリック諸侯の会議記録から意見を確認する⁽²²⁸⁾。

ザルツブルクの提案は、宗教に関する条項として、宗教平和を維持することが決定され、苦情のある者は誰でもその苦情を皇帝陛下に提出することができることになった。そしてアウグスブ

(225) Ibid., bes., S.174-5.

(226) Lannziner, Friedenssicherung, S.29.

(227) RTA-1566, Nr.259.

(228) RTA-1566, Nr.289.

ルク信条派の諸身分が、古くからの信仰の諸身分に対して、彼らの主張する苦情などを皇帝に提出する予定であることを報告し、また、彼らはこの7年間そうしてきたように「自由選択権」を強く求めていること、それゆえにカトリック教徒の苦情も皇帝に訴える必要があると判断した。そして、彼はすでにマインツ選定侯と今後の進め方について協議しており、同選定侯は、そのような問題は少数の選抜された委員会を通じて処理するのが最も便利で望ましい方法であり、また、できる限り内密に進めるべきであるというものであった。

この時、すべてのカトリック領主が出席していたわけではなかったが、それでも委員会がザルツブルク、バイエルン、アウグスブルク、ヴォルムス、シュトラースブルク、司教団から選出された。そして協議の結果はすべてのカトリック領主に通知された⁽²²⁹⁾。

一方、カトリック帝国諸身分には、カトリックの領地は、すべて〔トレント〕公会議の教令に従順であることを認め、教会会議やその他の必要な手段で同じことを実行すること、神の恩寵により学校やその他の手段を用いてできるだけ多くの人々が公会議の教令に従って生活するようにすることという、閉会したトレント公会議の教令を遵守する義務が伝達された⁽²³⁰⁾。

そして「聖職者留保」免除の拒否は、5月31日に皇帝に提出された。そこでは、信仰の和解をもたらすべく宗教平和の確認が議決に入れられ、そのような帝国議決が公刊され公になることはカトリック諸身分とその使者が助言したことであり、信仰の和解も文書に示されたことは喜ばしいとした上で、しかし「自由選択権」の条項に関しては、カトリック選定侯、諸侯、諸身分、および使者は皇帝陛下に、キリスト教の信仰の主要な重要条項から決して分離されるべきではないというものである⁽²³¹⁾。彼らの身分、身柄、財産が危険にさらされることであるためであり、また、彼らは今後、帝国議会やその他の集会で一致した交渉や行動ができなくなるためである。

1566年の帝国議会議決を見ると⁽²³²⁾、最初に宗教に関し、まず信仰和解の問題の取り組みについて記され、つぎに「異端」すなわち主としてカルヴァン派への対処、そして宗教平和とラント平和の確認と続いている。

最初に「諸身分と臣民がドイツ国民の神聖帝国において確固とした平和と安寧を保ち、ここに立てられた制度 Constitutionen と法令により」安堵するようという文言が見え、争われている信仰に和解をもたらす、また異端を廃絶すると課題を示している⁽²³³⁾。実際には古くからの信仰とアウクスブルク信条とも分かつ異端や意見を許さず、追放することが記されるが、カトリックとルター派についてはこれまで帝国議会で議決されたことを確認し更新するとあり、55年の議決が約束し誓った「宗教平和とラントの平和」の全職掌と執行はここで改めてより高められた形

(229) RTA-1566, Nr. 291, S.1171.

(230) RTA-1566, NR.294. 1. HA (Religion): Verpflichtung der katholischen Reichsstände auf die Beschlüsse des Trienter Konzils, S.1173-4.

(231) RTA-1566, Nr.303.

(232) RTA-1566, Nr.467, Reichsabschied, S.1507f.

(233) Ibid., S.1512-3.

で再び更新し、執行のために改訂する、と記す。

文章が直接つながってはいないので、宗教平和とラント平和が国の制度と法令とみなされると断言できないが、そうした観念が広がりつつあったことは推定できよう。つまり、先の64年の「苦情」に続き、アウクスブルク宗教平和が次第に制度あるいは法として受けとめられ始めたことと推測できるのである。アウクスブルク宗教平和の規定に違反した事案、多くは「自由選択権」そして臣民の移動に関する「苦情」が次第に増加することも、宗教平和の内容が法規範となったことが前提になっているはずである。

同時に、アウクスブルク宗教平和が、これまでの議会で確認し更新され続けなければならなかったこと、さらに1566年の議会では宗教平和を向上させ改訂させるとしていることに注目したい。いまだ1555年の宗教平和の具体的な内容は確定したものではなかったのである。

(4) 1570年のシュパイアー帝国議会と1575年のレーゲンスブルク帝国選定侯会議

1567年にレーゲンスブルクで開催された帝国議会は、グルンバハとエルネスト家ザクセンの処理に加えて、オスマン帝国との戦争により、前年に認められた軍事費の負担をめぐる交渉が中心となった。このため、自由選択権などの苦情や取引がなされているが、信仰問題の解決や宗教平和そのものについて扱われることはなかった⁽²³⁴⁾。

1570年にシュパイアーで開催された帝国議会でも同様に、皇帝の議題提案では、審議項目としてラント平和、つぎに対トルコ戦支援、ゴータ執行令、そして帝国最高法院の司法、失われた帝国領の回復、帝国台帳、帝国通貨規定があげられていて⁽²³⁵⁾、信仰問題はあがっていない。審議においても取り上げられ事はなく、当然、議決にも記されていない。これが1570年の帝国議会までの審議の特徴であり、最大の関心事は平和の問題であった。

ただし、1570年には対外戦争とその軍事費負担などをめぐって諸身分から軽減要求や不満が示されたこともあり、意見聴取が行われ、その中でアウクスブルク信条派から宗教平和に関する書簡が提出された。そこではネーデルラントにいるアウクスブルク信条派臣民の迫害とその帝国への影響、迫害の停止の必要が述べられ、そして帝国内の宗教平和の取り扱いについて、臣民の自由選択権が求められている。さらにネーデルラントからの避難民がケルンから追放されていることも記された。これはアウクスブルク宗教平和に違反したという「苦情」である。これを反映して書簡の冒頭において、宗教平和は紛争と破壊を避けるために定められた、と議論にあたり当然の基礎として提示されている⁽²³⁶⁾。

レーゲンスブルク選定侯会議は1575年10月10日から11月3日まで開催された⁽²³⁷⁾。この会

(234) RTA Der Reichstag zu Regensburg 1567 und der Reichskreistag zu Erfurt 1567, München. 2007,

(235) RTA Der Reichstag zu Speyer 1570, Göttingen, 1988, Nr.1, Proposition, S.161f.

(236) RTA-1570, Nr.386, S.972f.

(237) 選定侯会議 Der Kurfurstentag であるが、帝国議会文書に帝国集会の一つとしてくわえられている。

議は、皇帝マクシミリアンとマインツおよびザクセン選定侯とが協力して「急な重大原因 *eingefallenen erheblichen ursachen*」のために招集された。

招聘状には皇帝後継者の選出はテーマとして記載されていなかったが⁽²³⁸⁾、この会議が選定侯会議、つまり皇帝後継者選挙のための会議であることは同時代の人々には明らかであり、また、選定侯会議が皇帝の意向にそってマクシミリアンの息子ルドルフを後継者に選出することは当初から議論の余地のないことであった。

マクシミリアン2世の息子ルドルフをローマ王に選出することについて、手続きは1562年フランクフルト・アム・マインでのマクシミリアンの選出を先例として行われた。史料には「フランクフルトで行われたプロセスを継続すること」が繰り返し論じられている⁽²³⁹⁾。これは異論を防ぐためと推定でき、実際にまだ皇帝が活着しているのに後継者を選出することについて疑問がだされたが、皇帝の健康状態とオスマンの侵攻という外憂に対して帝国の平和と安寧を維持するために必要として、選定侯会議を皇帝選出会議とすることになった⁽²⁴⁰⁾。

同時にこの会議では対トルコ戦争に関連した皇帝のさらなる資金要請が問題となった。アウクスブルク信条派の諸侯はこの状況を利用して、以前からのカトリック諸侯領での苦情に基づいて、領邦の騎士や都市・臣民の「自由選択権」、宗派選択の自由を主張した。皇帝はこの主張をかわしたが、8月27日、長く苦しめられていた病から発作を起こし、1576年10月22日に死去した。このとき、マクシミリアンはカトリックの最後の儀式を拒否した⁽²⁴¹⁾。

具体的みていくと、10月11日に帝国書記官から議案が提出され、マクシミリアン2世が後継者の選出を求めた⁽²⁴²⁾。選定侯たちは、この問題について協議することに同意した⁽²⁴³⁾。

交渉は主として皇帝選挙協約について行われた。10月14日の選定侯会議では⁽²⁴⁴⁾、ファルツ選定侯が62年の選挙協約の条項のうち、第1条の教会に対する皇帝の保護の文面からローマの座、教皇陛下などの文言を排除すること、また、「フェルディナントの宣言」は帝国最高法院に通知されていなかったのを宗教平和に挿入し、また選挙協約にも書き入れて公表されること、その他にも帝国組織における皇帝の権限を制約する内容を主張した⁽²⁴⁵⁾。さらに帝国裁判から選定侯を免除することや新王を選定侯顧問からなる帝国統治院が補佐すること、教皇へのアンナーテン年金は対オスマン戦に使用すること、皇帝は今後後継者選挙に臨席しないことなどを求めた⁽²⁴⁶⁾。

(238) HHStA Wien, RK, RTA 52-1, fol. 475.

(239) HHStA Wien, RK, WuKA 4, fol. 46-55.

(240) RTA-1570, Nr.4.

(241) P. Fichtner, *Emperor Maximilian II*, Yale University Press, 2001, p.216.

(242) RTA-1570, Nr.1.

(243) RTA-1570, Nr.3.

(244) RTA-1575, Nr.6, S.126f.

(245) *Ibid.*, S.126-8.

(246) HStA München, K. blau 100/1, fol. 89-91, RTA-1570, Nr.23.

しかし、ザクセン選定侯アウグストは教皇の文言は62年にも論議されたが、言い換えるか削除するか、終わらせるようにすべきであり、自由選択権も保持できなければそれで満足するしかない、「宣言」については同意するとした⁽²⁴⁷⁾。ブランデンブルク選定侯は教皇の文言は皇帝とバイエルン公らの協議に委ねられて、そのままならば以前の合意に留まるべき、また「宣言」は今回の選挙協約に入れられるべき、そして自由選択権はおそらくそこから騒擾が生じかねないので、一致することが重要と述べ、結局、「フェルディナントの宣言」を協約で確認することのみをプロテスタント3選定侯の求める要求とした⁽²⁴⁸⁾。

10月15日の会議ではトリアーとケルン選定侯が「フェルディナントの宣言」を協約に入れることについて、この宣言に聖界選定侯が同意したかどうか疑問とした⁽²⁴⁹⁾。これに対しザクセン選定侯アウグストらが1555年に聖界選定侯が他の当該諸侯には自らの優先権を守るため口出しさせないために知らせなかったと説明した⁽²⁵⁰⁾。

ザクセン選定侯アウグストが官房に保存されている元文書を取り寄せて文書の真正さを確認できると提案したにもかかわらず、聖界諸侯は10月18日の会合でも自らの主張を固持した。彼らは重大な問題については帝国議会で討議し、該当する諸身分は意見表明する権利があること、また選挙はこれ以上延期されるべきではなく、1562年の選挙協約に従ってなされるべきこと、その際の協議では彼らに知らされていなかった「宣言」は何の役割もないと主張した。

これに対し、プロテスタント諸侯たちは、10月15日および18日の会議で1555年以前にすでにプロテスタントであった場合はカトリック領内の騎士や都市に自由な信仰の実践、つまり新教派になることを保証した皇帝宣言は宗教平和の一部とみなされると主張し、「もしこの宣言が除外されたり無効になったりすれば帝国に大きな混乱が生じるだろう」と論じた⁽²⁵¹⁾。これに対し、カトリック選定侯マインツは「55年と62年の宗教平和のことに先立つことについて」として「フェルディナントの宣言」を聞いたことがない。宣言が宗教平和に属しているか、聖界選定侯は知る必要があるとした⁽²⁵²⁾。さらにトリアーもこの宣言のことについて、宗教平和について回顧し、官庁にて議事録を確かめさせても記録がない。書名や印章についても不明だと反論した⁽²⁵³⁾。ケルンも同じく聞いていない、宗教平和には付随しているとして、もはや確認されえないと主張した⁽²⁵⁴⁾。これに対しファルツはこの真偽はザクセンに委ねるとして、自らの主張を展開した。しかし、ザクセン選定侯が自らの官房に保管されていた原本を提示することで、その文書の信憑性

(247) RTA-1575, Nr.6, S.129-130.

(248) RTA-1575, Nr.6, S.131-133.

(249) RTA-1575, Nr.7, S.139.

(250) RTA-1575, Nr.7, S.140-1.

(251) RTA-1570, Nr.7, S.138.

(252) RTA-1575, Nr.7, S.138.

(253) RTA-1575, Nr.7, S.135.

(254) RTA-1575, Nr.7, S.139, 146.

を確認させた。

聞いている、聞いていないという水掛け論になりかかっていたのは、「口頭で」伝えられたことが重要である一方、成文化された議決や協定文書が軽んじられていたからだと推測できよう。これは慣習法の世界の慣行であることに注意したい。

これ以降の1576年レーゲンスブルク帝国議会、1582年のアウクスブルク帝国議会では、対トルコ戦争支援が議題となり、その軍事費負担を巡って「フェルディナントの宣言」や「聖職者留保」、「自由選択権」が交渉されており、「アウクスブルク宗教平和」そのものは議論の枠組みとして所与のものとなっているのである⁽²⁵⁵⁾。

ここまで、アウクスブルク宗教平和以降、1575年までの議会記録から新旧両派の選定侯の主張を紹介してきたが、ここから判明することは、帝国議会議決だけでなく皇帝の選挙協約についても明確に理解されていないこと、そして、それが論争の的となった時に初めて文書で確認する手続きを取っていることである。また、ここでもアウクスブルク宗教平和の内容について、たしかに「フェルディナントの宣言」は付帯文書であって議決に組み込まれているわけではなかったが、正確に把握されていないこと、宗教平和自体は認められているが、62年とこの75年の選挙協約に組み込むことで確認しようとしていたことである。当時の帝国議会議決の不確定さと、それを繰り返し確認することで実体化しようとしていたことが認められる。

終わりに

以上、1555年のアウクスブルク宗教平和以降の帝国議会から、宗教平和がどのようにとらえられてきたかを検討してきた。そこから浮かび上がってくることは、まず、宗教平和は「信仰問題の解決まで」という暫定規定であって、議会ではこの信仰問題の解決をめぐる論争が続いていたということである。それは1563年のトレント公会議終了をもって大きな転機を迎えた。信仰問題の解決は言及されるが、その方策は具体的に扱われることがなくなった。

また、宗教平和の議決は、当初はパッサウ協約と同等の扱いをされ、そして議会のたびに繰り返し確認し、有効化することが図られたということである。しかも、「最終的な解決が達成されない場合も」という枠組みが変更され、聖職者留保や自由選択権をめぐる論争においても、また「フェルディナントの宣言」の扱いをめぐる論争においても、1555年の議決内容をめぐって争われていた。つまり、文書化され印刷公刊されていたにも関わらず、内容を正確に理解されずに、口頭で過去の決定を振り返ることが繰り返され、文書を取り寄せても納得しないなど、成文法としての性格が疑われる状況があった。このような論争は、慣習法の世界が未だ基礎になっていたと考えると、理解できるであろう。

これと対応して、1564年以降、宗教平和の違反という苦情が、プロテスタントの臣民の扱い

(255) RTA Der Regensburger Reichstag von 1576, Digitale Edition, 2023, <https://gams.uni-graz.at/context:rtal1576.ed> (2024.3.14), RTA Der Reichstag zu Augsburg 1582, München, 2007.

をめぐって上訴されるようになり、カトリック側も対抗しようとするようになった。宗教平和が新旧両派によって認められたことを前提として訴えが起こされたと考えられる。これが国制となった、あるいは帝国法として確定したといえるかは、上記のような法観念からするとさらに検討の余地があるが、宗教平和が受け入れられ、定着していった証とみることができよう。

そして、アウクスブルク宗教平和が1555年に確定された成文法ではなく、基本は慣習法の観念でとらえられていた非常事態の暫定ルールであったとするならば、それを繰り返し想起し、確認し、効力をもたせる努力が続けられたことこそが、この「宗教平和」の規定が実際に平和を維持できた大きな要因と考えられるだろう。慣習法は双方の合意がなければ成り立たないものだからである。

(2024年9月30日受理)

(わたなべ しん 文学部・歴史学科・教授)

(本稿は日本学術振興会・科学研究費補助金・基盤研究C・22K00943による研究成果の一部である。)